

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B0051	製図一部分のエッジ用語及び指示方法	Technical product documentation -- Edges of undefined shape -- Indication and dimensioning	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>本JISは、機械加工部品などのエッジの状態についての用語を定義し、図面に指定されていない形状のエッジの状態の指示方法について規定するもので、2004年にISO 13715を基に制定された。加工によってできる部品の角又は隅に形成されるエッジの部分(ぼり・アンダーカット・パッシング)は、特に指示がない限り、それらが形体の寸法公差内にあれば、除去されない場合が多い。一方、意図的にそれらを除去する指示をする場合もある。現行JIS(2004年版)では、前者の場合を扱い、形状を定義しないエッジと称している。他の規格で規定されている“全周記号”が適用されていないことから生じる指示の困難さ、およびエッジの異なる方向における非対称な指示が規定されていない不備さが、規格使用者からの質問や日本ベアリング工業会からの指摘などから問題点として挙げられていた。</p> <p>対応国際規格が2017年に改訂されこれらの課題に対応されたことを受け、対応国際規格と整合させ、本JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を改正することによって、形状を提示しないエッジの寸法に対する指示内容の誤解を防止できるとともに、世界共通の認識(言葉)として、図面に表現することが可能となり、図面情報の伝達の効率化及び正確化を図ることが期待できる。このことにより、ものづくりのコストの低減、市場の混乱防止だけでなく、図面指示内容の正しい解釈が定着することにより、さらに我が国の描く図面の世界市場への拡大が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼり・アンダーカット・パッシングの図を、“用語及び定義”から、具体的に規定する“図記号の指示位置”移動する。 ・エッジの状態の代わりに、エッジの寸法を導入する。 ・新たに、非対称な指示を導入する。 ・個別指示と一括指示とを分けて規定する。 ・また、全周記号の指示例を紹介する。 ・従来の指示例は、附属書B(参考)へ移動する。また、指示例を増やして、読者に分かりやすい図とする。 	ISO 13715	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	01.040.01; 01.100.20	5	
JSA	01 基本	改正	B7440-8	製品の幾何特性仕様(GPS)－座標測定システム(CMS)の受入検査及び定期検査－第8部: 光学式距離センサ付き座標測定機	Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) – Part 8: CMMs with optical distance sensors	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、長さ測定における座標測定機の性能が、製造業者の仕様に適合するかどうかを検証するための受入検査について規定し、さらに、使用者が定期的に検証するための定期検査についても規定するもので、ISO 10360-8:2013を基に2015年に制定された規格である。当初、JIS B 7441(非接触座標測定機の受入検査及び定期検査)として規定されていた規格が廃止され、JIS B 7440-8に移行した際、当時のJIS B 7440規格群に対応するISO 10360規格群でカバーされていなかった光学式距離センサ式非直交形座標測定機などの検査方法をJIS独自の附属書として参考情報として記載していたが、今般、それらの内容に対応する国際規格のISO 10360-13:2021(Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) – Part 13: Optical 3D CMS)の発行に伴い、JISにおいても対応する規格としてJIS B 7440-13を制定することとし、それらによって規定に重複が生じることから、重複内容を削除し、制定予定のJISを引用・参照する内容に改める必要がある。このような状況から、規格利用者の利便性のため、また、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、対応国際規格との整合がより明確になるとともに、座標測定機の種類に応じたJIS B 7440シリーズの適用がさらに明確になるため、利用者の利便性の向上が期待できるとともに、相互理解の促進、効率的な産業活動の推進などにより一層寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属書参考として記載していた光学式距離センサ式非直交形座標測定機の検査、つなぎ合わせによる検査などについて、それらの内容を包含したJIS B 7440-13の制定に伴い、これらの附属書を削除する。 ・適用範囲で附属書を参照している箇所を、該当するJISの引用・参照に置き換える。 	ISO 10360-8:2013	IDT	第2条の該当号: 4(検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月		1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	02 計測計量	改正	B7554	電磁流量計	Electromagnetic flowmeters	<p>【必要性】 この規格は、工業用電磁流量計の原理、構成及び機能、性能、性能試験方法及び使用方法について規定したものであり、ISO6817:1992及びISO 9104:1991を対応国際規格として1997年に改正された。その後、電磁流量計の基本技術に大きな更新はないものの、周辺技術においては各種の進歩があり、特に、測定誤差及び流量特性に関して、現在の電磁流量計に求められるニーズに合わなくなっている。 また、2017年には、ISO6817とISO9104を廃止・統合しISO 20456(導電性液体の電磁流量計の使用指針)が制定されたことから、国際市場の要求に適合させるため、当該国際規格との整合を図ることも求められていることから、この規格を改正する必要がある。</p> <p>【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、最近の技術実態が反映されることから、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。</p>	<p>【期待効果】 規格を改正することによって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、利用者にとっての製品の信頼性向上につながる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 1.接液部(ライニング)の材料を現在実際に使用しているされている材質に変更する。これに加えて、温度などに対する耐性の規定を追加する。 2.一般的な校正が主流となったために、流量計設置における厳格な配管レイアウト条件を廃止する。 3.流量計の校正、妥当性確認及び検証に関する規定を追加するとともに、一般的な校正設備における校正方法を定義する。</p>		ISO 20456:2017, Measurement of fluid flow in closed conduits — Guidance for the use of electromagnetic flowmeters for conductive liquids	MOD	第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 電磁流量計	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2023年1月			3
JSA	05 電気	改正	B8102	蒸気タービン—受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン 空熱効率又は熱消費率などの保証値を裏証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによって、対応国際規格であったIEC60932-2は、新たにIEC 60953-0:2022, Rules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbine)に置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、“コンバインドサイクルの復水タービン”などの低減要因の追加が行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など) ・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。</p>		IEC 60953-0:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	B8105	蒸気タービン—受渡試験方法—改造時の性能確認	Steam turbines—Acceptance test—Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-0:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用する基本の規格をIEC 60953-0:2022に変更し、附属書L(温度変化方法)の削除などを行う。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し ・保証タイプの詳細な指針を追加 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。		IEC 60953-3:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月			1
JSA	07 情報	改正	B9527	情報技術—事務機器—プリンタの仕様書様式—第2部:クラス3及びクラス4プリンタ(ページプリンタ)	Information technology—Office equipment—Minimum information to be included in specification sheets—Printers—	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、異なった機種間のページプリンタ特性を比較できるように、仕様書に記載する最小限の情報について規定することを目的として作成したものである。この規格の基として対応国際規格ISO/IEC 11160-2は、2021年に改訂され、最新のプリンタ仕様書に記載する情報及び試験方法を盛り込んでいることから、この規格を最新の国際規格に整合させて、消費者に適切な情報を提供するべく改正が必要である。 また、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の改正(平成25年2月20日政令第36号)で、特定機器に、(複写機にくわえ、)複合機、プリンターが追加されたことを受けた、プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省告示第37号、平成31年3月29日経済産業省告示第68号)に定められた表示事項を追記する。	【期待効果】 この改正によって、規定として最新の技術発展への対応を図れるとともに、使用者により適切な情報の提供が可能となって製品仕様の比較がより容易になる。さらに、製造業者間の適正なる競争を促進する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 表1(仕様書に記載する情報)に関し、対応国際規格ISO/IEC 11160-2にあわせ、2項 性能の項目に、「2.2 リカバリータイム」を項目追加し、「2.1 ウォームアップタイム」、「2.3 ファーストプリントアウトタイム(FPOT)」とともに、ISO/IEC 17629を参照するよう修正する。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正にともない、項目9(電源)に「9.7 エネルギー消費効率」を追加する。 附属書D(参考)仕様書記入例にも上記の追加項目を反映させる。		ISO/IEC 11160-2:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、品質、性能) 対象事項: プリンタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2022年4月			5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C0806-2	自動実装部品の包装－第2部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling－Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2本以上のラジアルリード線端子をもつ電子機器用のテープによる包装について規定した規格で、IEC 60286-2:2015を基にしたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度の大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-2において、部品欠落の規定において、製造実態に即して“良品”の判定基準を改定し、また、部品の各寸法の規定を一覧表に集約し規格を理解しやすくするための規格構成の見直しなどの改訂を2022年に行った。このためこの規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	【期待効果】 JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“部品の欠落”の“良品”規定で、より実態に即した内容とするため、“欠落部品が連続3個以下”から“欠落部品が連続3個以下、又は散在した位置に3個以下”に改め、図でも明記する。 ・現行規格で“記号”及び“寸法”の箇条で規定している内容を、“寸法及び具体的な要求事項”として規定するなどの規格構成を改めるとともに、部品・デバイスの各寸法の規定を一覧表としてまとめた規定とする。		IEC 60286-2:2022	IDT	第2条の該当号：3(包装の形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項：自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2
JSA	06 電子	改正	C0806-3	自動実装部品の包装－第3部：表面実装部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling－Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子回路に用いるリードなし形又はスタンプリード形の表面実装部品の、自動実装に用いるためのテーピングの要求事項について規定した規格で、IEC 60286-3:2019を基としたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度が大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-3において、国際市場の実態、また、技術進歩に対応して、極小部品である0201Mの追加、エンボステープ寸法の許容差及びリール穴寸法の変更、リールドライブ穴寸法の追加、JIS C 0806-301に規定の表面実装部品テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を追加するなどの改訂を2022年に行った。このため、JISにおいてもこれらの状況に対応して、この規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	【期待効果】 JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”で、用語“部品寸法”の定義を補足説明している“寸法記号の対応一覧表”において、電子部品(コンデンサ、抵抗器)の極小部品である0201M(0.25mm×0.125mm)を追加する。 ・“テーピング包装のための要求寸法”の“タイプ3－送り穴が2列のエンボステープ(公称テープ幅の32 mm～200 mm)”、及び“リールの要求事項”の“リール穴の寸法”において、現行JISの対応国際規格IEC 60286-3:2019と米国電子工業会(EIA)規格EIA-481-F(4 mm Through 200 mm Embossed Carrier Taping and 8 mm & 12 mm Punched Carrier Taping of Surface Mount Components for Automatic Handling)との整合化による結果として、72mmのエンボステープ寸法の許容差、及びリール穴寸法を変更する。また、“リールドライブ穴の寸法”を推奨事項として新たに規定する。 ・テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を、参考として追加する。		IEC 60286-3 :2022	IDT	第2条の該当号：3(包装の種類、形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項：自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C1610	熱電対用補償導線	Extension and compensating cables for thermocouples	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、熱電対用補償導線について規定しており、2012年に対応国際規格のIEC 60584-3のED2との整合を図り改正されたものである。対応国際規格のED3では、種類及び記号の追加、許容差の変更などが行われ、現行JIS C 1610との差異が発生しており、使用者に不都合が生じたこととなった。このため、対応国際規格の変更に対応したJISの対応とするため、追補として改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、使用者の選択肢を増やすことが可能となる。本質安全防爆に関する補償導線の被覆の色を整合させ、使用者の安全に寄与することができる。	(改正の場合) 主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び記号(簡条4)表1(種類及び記号)の種類にCを追加する。 ・許容差(簡条5) クラス1及びクラス2を変更。補償接点温度及び測温接点の温度を変更。記号CCを追加する。 ・電気抵抗(7.2) 記号CCを追加する。 ・絶縁抵抗(7.3) 補償導線の保管状態を追加する。 ・種類の色別(8.6.1) 本質安全防爆の色及びE熱電対の色を変更する。C熱電対を追加する。		IEC 60584-3:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、性能及び構造) 対象事項: 熱電対用補償導線	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年4月			4
JSA	05 電気	改正	C1612	放射温度計の性能試験方法	Performance test methods for radiation thermometers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、標的の放射輝度を測定し、温度に換算して表示する放射温度計の性能の表し方及び試験方法について規定したものである。しかし、2000年に改正された後21年が経過し、その間に技術の進歩や市場に流通している製品との不整合が生じており、製造者独自の方法で試験されているため、試験方法の見直しが求められている。 なお、IECでは、放射温度計の標準化活動が行われており、放射温度計の技術データに関しては、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS62492-2が発行されており、技術データ取得のための試験方法が参考になるため、これを参照してJISを改正する。	【期待効果】 この規格を改正することによって、統一的な放射温度計の性能試験を実現することができ、使用者の利便性の向上につながる。また、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS 62492-2を参照することによって、これらのTS文書のIS化の提案につながる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1) 現行JISに工業用の放射温度計であることを追加、単色放射温度計、部分放射温度計に絞り込む。 ・用語及び定義(簡条3) 適用範囲に合わせて削除及び追加を行なう。 ・試験(簡条5) IEC/TSの項目を追加する。 ・表示(簡条6) 試験方法の規格とするため削除する。 ・附属書1、附属書2及び附属書3を削除する。 ・附属書(不確かさ)を追加する。			無	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 放射温度計	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	4. 近年の技術進歩や市場に流通している製品に対応した試験規定とすることにより、生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年4月	17.200.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C2330	コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	Biaxially oriented polypropylene (PP) films for capacitors	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、コンデンサの誘導体として用いる表面平滑又は粗面フィルム及び両者をコロナ処理した二軸延伸ポリプロピレンフィルムについて規定したものである。近年、電気自動車及びハイブリッド自動車(以下、xEVという。)が急速に普及しており、電動機制御用のコンデンサフィルムとして、この規格のフィルムが用いられていることから、フィルムの生産量も飛躍的に増えている。また、欧州(EU)では、2035年にゼロエミッション車のみ販売とする規制を発表し、各自動車メーカーが規制に合わせた開発・販売方針を掲げるなど、今後は世界的にフィルム需要が伸びることが想定されている。更に、フィルムを薄くすることによって、コンデンサの小型化及び電気容量増大が図られることから、xEV用コンデンサは自動車メーカーの要求によりフィルムの薄膜化が進んでいる。こうした状況において、現行JISでのフィルム厚さの最小値は2.5 μmと規定されているものの、現在は2.3 μmが主流となっており、市場の実態に即した対応が必要となっている。</p> <p>また、この規格において、フィルムの品質・性能の試験方法として引用されているJIS C 2151(電気用プラスチックフィルム試験方法)が、2019年に、我が国の固有技術を反映することで改訂された対応国際規格との整合を図るため改正され、更に、2021年には、この規格の対応国際規格であるIEC60674-3-1も試験方法を実態に合わせるため改訂されており、これらを踏まえた見直しも必要となっているため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、xEV用コンデンサの小型化・高出力化に向けたフィルムのパラメーターを標準化することができ、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。また、国際規格と整合を図ることによって、自動車分野での市場拡大と共に、他の電気用品への製品展開と市場拡大も期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1) フィルムの種類において、市場要求と技術的進歩を反映するため、3種の推奨する厚さに 2.0μm及び2.3μmを追加する。</p> <p>2) 2種のスペースファクター推奨値を“(10±3)%”から“(10±5)%”に改める。</p> <p>3) 試験方法において引用しているJIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正を踏まえ、マイクロメータ法厚さとスペースファクター試験法は個別に規定していたが、JIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正によりこれらの試験法が追加されたため、JIS C 2151を引用する。</p>		IEC 60674-3-1:2021	MOD	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、寸法、品質、性能)</p> <p>対象事項:</p> <p>コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、オ、カ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2022年7月			3
JSA	06 電子	改正	C2570-1	直熱形NTCサーミスタ第1部:品目別通則	Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 1: Generic specification	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、半導体特性をもつ遷移金属酸化物によって作られる直熱型の負温度係数サーミスタの品質評価、また、その他の目的として品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定した規格で、IEC 60539-1:2008を基にしたものである。この規格は、基とした国際規格が、我が国からの提案によって2022年12月に改訂され、“はんだ槽法”の試験規定の追加、初期測定の見直し等の追加などの変更が行われた。このような状況から、我が国の実態に即した提案が国際規格へ反映された内容をJISへも取り込む必要がある、対応国際規格との整合を図ってJISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格は、自動車を始めとする電気・電子機器のセンサ素子としても用いられているサーミスタの規格であり、対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>・“ウェーブソルダリング試験方法”において、試験に用いるはんだ合金及びフラックスが明確になっていなかったため、JIS C 60068-2-20及びJIS C 60068-2-58で規定されている、はんだ付け試験方法ははんだ合金及びフラックスの規定を新たに追加する。</p> <p>・“固着性(表面実装形NTCサーミスタ)の試験”において、試験を実施するために必要な「初期測定」がなかったため、「初期測定」の規定を追加する。</p>		IEC 60539-1:2022	IDT	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(形状、型式、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度)</p> <p>対象事項:</p> <p>NTCサーミスタ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、ウ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C3216-2	巻線試験方法－第2部：寸法	Winding wires-Test methods-Part 2: Determination of dimensions	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の寸法の測定方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-2:2009及びAmd1:2015に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、製品の品質向上のため、エナメル平角線の両側融着厚さを測定する試験方法を新たに追加し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・エナメル平角線の寸法に関する試験方法が新たに規定されることから、製品の品質が向上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化される。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法の試験方法において、製品の品質向上を図るため、新たにエナメル平角線の両側融着層厚さの測定方法を規定する。		IEC 60851-2:2009+Amd1:2015+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月			1
JSA	05 電気	改正	C3216-5	巻線試験方法－第5部：電気的特性	Winding wires - Test methods - Part 5 : Electrical properties	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の電気的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-5:2008及びAmd1:2011に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、試験方法の合理化を図るため、インライン高圧均一性試験の欠陥検知電流を変更し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・試験方法が合理化されることから、生産性が向上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化される。	主な改正点は、次のとおり。 ・インライン高圧均一性の試験装置において、最近の技術の実態を踏まえ、欠陥検知電流を、試験電圧によらず全て18 μ Aに改める。		IEC 60851-5:2008+Amd1:2011+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3665-1-1	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-1部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—装置	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions—Part 1-1: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable—Apparatus	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の装置について規定するものである。2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-1のAmd.1が発行され、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件が明確にされたため、改正が必要である。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件を明確にする。		IEC 60332-1-1:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	13.220.40; 29.020; 29.060.20	5
JSA	05 電気	改正	C3665-1-2	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-2部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—1 kW予混炎による方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions—Part 1-2: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable—Procedure for 1 kW pre-mixed flame	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の1 kW混合ガス炎による方法について規定するものである。2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-2のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。		IEC 60332-1-2:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	13.220.40; 29.020; 29.060.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3665-1-3	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-3部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—燃焼落下物(粒子)の測定方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions—Part 1-3: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable—Procedure for determination of flaming droplets/particles	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の燃焼落下物(粒子)の測定方法について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-3のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。		IEC 60332-1-3:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	13.220.40; 29.020; 29.060.20	5
JSA	05 電気	改正	C3666-2	ケーブルの燃焼時発生ガス測定方法—第2部: pH測定による酸性度及び導電率の測定	Test on gases evolved during combustion of materials from cables—Part 2: Determination of acidity (by pH measurement) and conductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法における、電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定について規定するものである。 2011年に国際対応規格であるIEC 60754-2 Ed. 2.0が発行され、その後、2019年にAmd.1が発行された。適用範囲に合わせた規格名称に変更、試験片の質量測定方法及び加熱手順の明確化、pH値及び導電率を決定するための試験温度条件の追加などの改訂があったため、実態に合わせてJISも改正の必要がある。 特に、ガス吸収瓶と石英ガラス管(試料を燃焼させる管)との間に、石英ガラス管への水の吸い戻しを防止する任意の空瓶を設置した。これによって、ガスの逆流を防止し、安定に測定することが可能となり、測定精度が向上した。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) この規格の適用範囲は、電気ケーブル又は光ファイバケーブルを対象としているため、これに合わせて、規格名称を変更する。 b) 試験の再現性をより向上するため、試験片の質量測定方法及び加熱手順を明確化する。 c) pH値及び導電率を決定するための試験温度の条件を追加する。 d) 試験報告書に記載する項目を規定する。		IEC 60754-2:2011 +AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル又は光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	13.220.40; 29.020; 29.060.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-1	電子機器用固定コンデンサ第1部:品目別通則	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用固定コンデンサの品質評価又はその他の目的において、品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定する品目別通則である。この規格が適用するコンデンサは、磁器コンデンサ、電解コンデンサ、フィルムコンデンサなどがあり、多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の基として対応国際規格IEC 60384-1が2021年7月に改訂され、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に従った規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直され、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。コンデンサの品種別通則であるこの規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。	【期待効果】 改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・「引用規格」において、引用規格を最新版とする見直しを行う。 ・現行規格の41の細分箇条で構成する“試験及び測定手順”を、六つの箇条(試験及び測定の手続、機械的試験及び測定の手続、環境及び耐候性試験、部品実装に関する試験、及び安全に関する試験)に再編成して、個別の試験及び測定手続を規定する。 ・現行規格で規定の附属書としていた附属書G及び附属書Hの各“高温高湿(定常)試験”の規定を、該当する再編成した各箇条に記載する。 ・現行規格の七つの参考の附属書を、二つに再編成する。		IEC 60384-1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.060.10	4
JSA	06 電子	改正	C5101-2	電子機器用固定コンデンサ第2部:品種別通則:固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流通デンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 2: Sectional specification : Fixed metallized polyethylene-terephthalate film dielectric d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流通デンサの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-2が2021年4月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができ、受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義などを六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に従った規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。		IEC 60384-2:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.060.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5101-13	電子機器用固定コンデンサー第13部:品種別通則:固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 13: Sectional specification - Fixed polypropylene film dielectric metal foil DC capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、誘電体にポリプロピレンフィルムを用い、電極に金属はくを用いた直流用固定コンデンサについて規定したもので、IEC 60384-13:2006を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、技術進歩が目覚ましいため、このような技術の実態に即して試験温度、試験期間などの規定値が改訂され、2020年11月に対応国際規格が改訂された。このような状況からJISにおいても、国際規格と整合させ、最新技術及び市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・推奨特性において、“推奨耐侯性カテゴリ”及び“定格温度”の“カテゴリ上限温度”を、高耐熱化による定格温度上限値の拡充に対応するため、“+85℃及び+100℃”から“+85℃、+100℃及び+105℃”へ変更する。 ・推奨特性において、“推奨耐侯性カテゴリ”の“恒温恒湿(定常)の試験期間”を、信頼性確認の強化のため“10日、21日及び56日”から“21日及び56日”へ変更する。 ・この規格の親規格のJIS C 5101-1の箇条構成に合わせて、規格全体の構成を改める。		IEC 60384-13:2020	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5101-14	電子機器用固定コンデンサー第14部:品種別通則:電源用電磁障害防止固定コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 14: Sectional specification - Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、電源用電磁障害防止固定コンデンサについて規定したものである。この規格は、対応国際規格IEC 60384-14:2013を基に2014年に改正されたものであるが、その後の測定・試験技術の進展によって、高温・高湿試験、安全性の試験計画などの測定及び試験の手順などの変更・追加がされて2023年1月に改訂された。このような状況から、JISにおいても最新の測定・試験技術に対応した内容とするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この規格は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS(例:JIS C 62368-1)に引用されており、また、世界の試験機関がこの規格の対応国際規格に基づく安全認証を実施している。対応国際規格の変更された箇条構成、最新の測定及び試験手順を反映することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“高温高湿(定常)”の型式試験において、規定が不足していた定格電圧印加がある場合及びびない場合の両方で試験実施することに改めるとともに、供試品の数を増やす規定とする。 ・“安全性を要求する試験の計画”の一覧表において、試験群0に、メタライズドコンデンサ及び紙コンデンサの安全性の確認強化のため、“誘電正接(tan δ)”試験を追加する。 ・“定格電圧(UR)の選択”において、選択する定格電圧値を個別に規定する現行規格の規定から、一定の定格電圧値の範囲での規定へ変更する。 ・端子絶縁に必要なため、“コンデンサ端子間の沿面距離及び空間距離の測定方法”を、新規に規定として追加する。		IEC 60384-14:2023	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-25	電子機器用固定コンデンサー第25部:品種別通則:表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 25: Sectional specification: Fixed aluminium electrolytic surface mount capacitors with conductive polymer solid electrolyte	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の基として、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に準じた規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直しされ、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。この規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。	【期待効果】 改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義などを六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に準じた規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。		IEC 60384-25: 2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.060.40; 31.060.50	4
JSA	06 電子	改正	C5160-1	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー第1部:品目別通則	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment - Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用の主に直流に用いる固定電気二重層コンデンサの品質認証他の目的のために、品種別通則及び個別規格に用いる標準用語、検査手順及び試験法について規定する品目別通則である。この規格の対応国際規格IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版が2022年10月に発行された。IEC 62391-1第3版では、「試験及び測定」の規定において、端子強度試験、受動燃焼性試験などで実態に即した規定内容に改訂された。このような状況から、実態に即した適切な試験を実施できるようにするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格の改訂内容を反映することによって、受渡当事者間の意思疎通が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・端子強度試験において、市場の現状に合わせるために、トルク強さを規定している表に、市場で使われているねじ径10及び12mmを追加し、それに対応するトルク厳しさ1及び厳しさ2をそれぞれ新たに追加する。 ・受動燃焼性試験において、製品体積が12 000mm ³ を超える場合に対応する試験がなかったため、厳しさ及び要求事項に、体積が12 000mm ³ を超えるコンデンサでの試験を追加する。 ・現行規格の“5. 試験及び測定”の箇条を、六つの箇条(“5. 試験及び測定のための一般事項”“6. 電氣的試験及び測定”“7. 機械的試験及び測定”“8. 環境及び耐候性試験”“9. 部品実装に関する試験”及び“10. 安全性試験”)に分割し分かりやすくする。 ・附属書D(参考)“充電効率及び放電効率並びに測定電流”において、効率算出式を、現行規格では考慮していない場合分け(理想状態の場合及び損失を考慮した場合)”をして、それぞれの場合の式を記載する。		IEC 62391-1 :2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5201-2	電子機器用固定抵抗器－第2部:品種別通則:低電力皮膜固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment－Part 2: Sectional specification: Low power film resistors with leads for through-hole assembly on circuit boards (THT)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、リード線端子付き低電力皮膜抵抗器について規定したもので、IEC 60115-2:2014を基にしたものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60115-2は、近年の技術の実態に対応させて製品の寸法許容差の変更、試験ラックへの供試品の取付方法などの規定を追加するなどして2023年に改訂された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ、市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“アキシャルリード線端子付き抵抗器の推奨形状”の表において、市場の実態を製品寸法及び製品に反映させるため、本体径及び本体長さの寸法許容差を変更し、一部の製品寸法を削除する。 ・“試料の試験ラックへの取付け”において、取付方法をより明確とするため、試料を搭載したラックの図及びリード部の固定例の図を追加する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き皮膜抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できれば)への要求事項を新たに追加する。		IEC 60115-2:202x	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 低電力皮膜固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5201-4	電子機器用固定抵抗器－第4部:品種別通則:電力形固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment－Part 4: Sectional specification: Power resistors for through hole assembly on circuit boards (THT) or for assembly on chassis	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする電子機器用固定抵抗器の品種別通則で、定格電力が1 Wを越え1 000 Wまでの電力で外部環境から保護するための外装又は塗装を施された電力形固定抵抗器について規定したもので、IEC 60115-4:1982を基にしたものである。この規格の対応国際規格は、近年の技術の実態に即して、“室温の耐久性試験”“目視検査”などにおいて、適切な試験条件を追加したり、個別製品規格に対する要求事項などを追加するなど、2020年に改訂がされた。このような状況から、JISにおいても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気的特性の試験“室温での耐久性など”において、試験基板及び試験ラックへの取り付け状態での試験方法など詳細な条件を追加する。 ・“目視検査”として、個別製品規格に対する要求事項と判断基準とを規定する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き高電力抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できれば)への要求事項を新たに追加する。		IEC 60115-4:2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5402-8-3	電子機器用コネクタ試験及び測定—第8-3部: 静的な力試験(固定コネクタ)—試験8c: 操作レバーの強度	Connectors for electrical and electronic equipment—Tests and measurements—Part 8-3: Static load tests (fixed connectors)—Test 8c: Robustness of actuating lever	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの操作レバーの強度試験の方法について、IEC 60512-8-3:2011を基に規定したものである。昨今、コネクタ製品の急速な普及とその多様性から、現在規定している測定方法では試験準備及び試験方法についての規定が十分でなく、不統一な測定結果となる恐れがある事から、IEC 60512-8-3では、試験準備及び試験方法の規定の補足を行い、併せて、個別規格に規定すべき事項の追加を行う改訂を2018年に行った。JISにおいても、要求される試験の精度及び試験データについての規定の見直しを目的として、国際規格に合わせた改正を行うことが必要である。	【期待効果】 この改正によって、同一条件での試験結果について比較検討が可能になり、より正確な評価が期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の製品の高い競争力の認知向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“資料の準備”において、実際の使用条件に近づけるため、“試料は、配線しない”との規定を削除する。 ・“試験・測定方法”において、前処理、初期測定及び回復(リカバリー)に関する規定を追加する。 ・“要求事項”において、現行規格の規定内容は具体性がなく規定の意味がないため、この箇条を削除する。 ・“個別規格に規定する事項”において、試験装置、標本数量、取付状態の詳細など、個別規格で指定すべき事項5項目を追加する。		IEC 60512-8-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.220.01	4
JSA	06 電子	改正	C5402-15-2	電子機器用コネクタ試験及び測定—第15-2部: コネクタ試験(機械的試験)—試験15b: ハウジング内のインサート保持(軸方向)	Connectors for electronic equipment—Tests and measurements—Part 15-2: Connector tests (mechanical)—Test 15b: Insert retension in housing (axial)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-15-2:2018を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということ、IEC 60512-15-2:2018では、試験及び測定方法の規定が追加され、また、箇条構成も変更された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】 この改正によって試験方法、試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験及び測定方法”に、前処理及び後処理の規定を追加する。 ・“最終測定”に試料インサートの変位を記録するという規定を追加する。 ・対応国際規格と規格構成の整合を取り、箇条構成及び規定内容を一致させる。		IEC 60512-15-2:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	C5750-1	総合信頼性マネジメント-第1部:総合信頼性の管理	Dependability management - Part 1: Managing dependability	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、総合信頼性(ディペンダビリティ)分野の最上位規格であり、製品(サービスを含む。)のための総合信頼性(ディペンダビリティ)マネジメントシステムの概念及び原則について規定したものである。総合信頼性とは、アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が、そのライフサイクルを通じて、要求されたときに、その要求どおりに遂行するための能力を指す。</p> <p>前回改正(2010年)から既に10年以上が経過し、その間の技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。オープンシステムでは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせて構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、総合信頼性に関わる規格を再編・改訂する作業を進めている。その第1弾として、2022年2月にIEC 60300-3-4(総合信頼性マネジメント-第3-4部:適用の指針-総合信頼性要求事項の仕様)が改訂されたが、今回、第2弾として、この規格の対応国際規格であるIEC 60300-1が2023年10月に改訂・発行される予定である。</p> <p>現在、この規格は、対応国際規格の2003年版と整合が図られたものとなっているが、対応国際規格は、その後、2014年に規格名称及び規定内容の見直しが行われ、“管理・適用の手引”(Guidance for management and application)として発行され、更に2023年の改訂では“総合信頼性の管理”(Managing dependability)となる予定である。</p> <p>こうしたことから、我が国においても、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、最新の国際規格との整合を早期に図るために、総合信頼性の最上位規格である当該JISを迅速に改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性マネジメントシステムの下で、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格名称について、“ディペンダビリティ”マネジメント-第1部:ディペンダビリティ マネジメントシステム”から“総合信頼性マネジメント-第1部:総合信頼性の管理”に変更する。 適用範囲において、対象分野の広がりに対応するため、対象を“製品”から“製品、システム及びそれらの構成要素”に変更する。 規格構成について、品質マネジメントシステム規格(JIS Q 9000シリーズ)などに規定されるマネジメントシステムを適切に適用することによって総合信頼性を達成するための指針を示す構成に変更する。 改正されるJIS C 5750-3-4との整合を図るための変更を行う。 	C5750-2:2010	IEC 60300-1 (2023年7月発行予定)	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年7月				1
JSA	07 情報	改正	C5750-3-4	総合信頼性マネジメント-第3-4部:適用の指針-総合信頼性要求事項の仕様	Dependability management - Part 3-4: Application guide - Specification of dependability requirements	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、製品のための仕様書に要求するディペンダビリティ特性を規定し、さらに、ディペンダビリティ特性の検証及び妥当性確認するための、手順及び判定基準の仕様書作成の指針を示したものである。</p> <p>2011年に制定されてから既に10年が経過し、その間の技術の進歩によって、ディペンダビリティ(総合信頼性)の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。その一方で、オープンシステムは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせて構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性、アベイラビリティの観点から、所掌する6規格(注)を再編・改訂する作業を進めている。</p> <p>そうした状況において、まず、対応国際規格であるIEC 60300-3-4は、総合信頼性の属性に優先順位を付けるためのプロセス、ホームセキュリティシステムの総合信頼性仕様の開発例、有用寿命の信頼性要求事項などに関する各附属書を追加するなど、2022年2月に改訂された。</p> <p>我が国においても、オープンシステムや複雑系への広がりが進んでいることから、最近の市場や情報の実態に即し、また、国際規格との整合を早期に図るために、当該JISを迅速に改正する必要がある。</p> <p>(注)IEC 60300-1 (Dependability Management)、IEC 60300-3-4 (Guide to the specification of dependability requirements)、IEC 60300-3-10 (Maintainability)、IEC 60300-3-14(Supportability)、IEC 60300-3-17 (Availability)、IEC 60050-192 (IEV-192 Dependability)の6種類。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性要求事項の指針に基づき、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化等に寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格名称において、“ディペンダビリティ”を、より分かりやすい“総合信頼性”に変更する[“総合信頼性”は、JIS Z 8115:2019 ディペンダビリティ(総合信頼性)用語において、dependabilityの対応用語として位置付けられている。]。また、“要求事項仕様書作成の指針”を“要求事項の仕様”に変更する(対応国際規格も同じ)。 重要概念として、総合信頼性要求仕様の概念の理解に必要な“要求仕様”、“仕様”、“有用寿命(耐用寿命)”などの用語を定義する。また、中核的概念である“アシユアランス”、“総合信頼性仕様”、“属性”について規定する。 信頼性、保全性、支援性、アベイラビリティに関する総合信頼性要求事項を開発するためのアプローチ及びプロセスをより詳細に規定する。 “有用寿命の信頼性要求事項”、“総合信頼性の属性に優先順位を付けるためのプロセス”、“ホームセキュリティシステムの総合信頼性仕様の開発”(例示) 及び“総合信頼性仕様の影響要因”をそれぞれ附属書として新たに追加する。 		IEC 60300-3-4:2022	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	03.100.40; 03.120.01; 31.020	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5952-1	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第1部:総則	Fiber optic active components and devices—Package and interface standards—Part 1: General and guidance	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>2008年に発行されたこのJISは、光伝送用能動部品のパッケージ及びインタフェースの通則について規定したもので、2002年に第1版として発行されたIEC 62148-1(Fibre optic active components and devices—Package and interface standards—Part 1: General and guidance)を基に作成された。</p> <p>最新のIEC第2版(2017年)において、箇条4「光能動部品の分類」の光インタフェースに関して、従来の「光ファイバコネクタ形」及び「光ファイバビグテイル形」に加え「自由空間光結合形」を追加する改正が行われた。自由空間光結合形は、集積型光部品などで近年多く使用されるようになってきており、光インタフェースの分類に加えることが必須となっていた。この光インタフェースの追加変更に伴い、光インターフェースの種類を識別する「タイプ番号」の変更及びそれに係る仕様の追加が生じ、そのタイプ番号の誤引用を回避するために改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正により、光インタフェースに関する「タイプ番号」の誤引用を回避するだけでなく、対応国際規格に整合させることにより、正しい認知が定着することにより、海外も含めた市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光能動部品又はデバイスの分類において、“自由空間光結合形”の追加によって生じた「タイプ番号」の追加及び変更をする。 光インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。 電気インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。 		IEC62148-1: 2017	IDT	第2条の該当号: 1(種類、型式、構造)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、イ、ウ、エ、オ、キ <p>欠点:</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれも該当しない。 		IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月			1
JSA	06 電子	改正	C5953-3	光伝送用能動部品—性能標準—第3部: 40Gbit/s帯変調器集積形半導体レーザモジュール	Fiber optic active components and devices—Performance standards—Part 3: Modulator-integrated laser diode transmitters for 40 Gbit/s fiber optic transmission systems	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、40 Gbit/s 帯の 2 値光強度変調符号を用いた光伝送システム用変調器集積形半導体レーザモジュールの性能標準について規定している。光アクセス網用の光伝送用能動部品の性能標準として2014年に第2版として発行されたIEC 62149-3:2014 が2020年に改版され、RF反射損失測定周波数定義の見直しなど、業界の実態に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-3 も改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を改正することにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引用規格を見直しする(JIS C 61300シリーズ⇒JIS C 60068シリーズ、MIL-STD-883K⇒MIL-STD-883-1)及び追加(JIS C 61300-2-4)。 略号を追加又は削除する。 RF反射損失の測定周波数定義を見直し変更する(=XGHz⇒光伝送システム要求に基づいて規定)。 配線図の誤りを修正する。 ビグテール(引張)強度の試験条件を見直し変更する(引張力を光ファイバ分類に従って規定)。 		IEC 62149-3:2020及びCorrigendum 1:2021(本規格はIECで改訂中であり、最短で2023年7月にIEC 62149-3:2023として発行される。その際は、その最新版を参照する。)	MOD	第2条の該当号: 1(性能)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、イ、ウ、エ、オ、キ <p>欠点:</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれも該当しない。 		1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5953-4	光伝送用能動部品—性能標準—第4部:1 300 nmギガビットイーサネット用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices — Performance standards — Part 4: 1 300 nm fiber optic transceivers for gigabit Ethernet application	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ギガビットイーサネットに用いる1300 nm光伝送用トランシーバの性能標準について規定している。1300 nm 帯ギガビットイーサネット用の光伝送用能動部品の性能標準として2010年に第2版として発行されたIEC 62149-4:2010(第1版は、2003年に発行されたIEC 62149-4:2003)が2022年に改版され、絶対最大定格定義の見直し及び光出力(多モードファイバ)仕様値の見直しなど、最新動向に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-4も改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号及び略号を追加及び修正する。 ・絶対最大定格定義を見直し及び条件を変更する。 ・動作環境及び条件を変更する。 ・機能仕様の項目を削除及び仕様数値を変更する。 ・特性評価試験表の構成を変更、項目を削除、及び判定基準値を見直し変更する。 ・信頼性試験一覧表の構成を変更及び備考を見直し変更する。		IEC 62149-4:2022 RLV	IDT	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月			1
JSA	06 電子	改正	C5962	光ファイバコネクタ通則	Generic specification of fiber optic connector	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、1987年に制定された後、4回の改正を経て、2011年に第6版として発行されたIEC 60874-1及び2011年に第3版として発行されたIEC 61274-1(以下、対応国際規格という。)を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して2018年に改正された。対応国際規格は、用語規格の位置づけであるが、他の国際規格のかん合標準及び光学互換標準それぞれの総則にも必要な用語及び定義が規定されており、重複を避けるため対応国際規格2文書は2019年に廃止となった。その後、国内での対応の必要性及び追加改正点を検討し、廃止された対応国際規格にはなく、この規格でしか定義していない用語があること、また、性能、試験などの要求事項はJIS独自の様式で規定し使われていることから、この規格は今後も必要である。また、これまで使われていて分かりにくいと指摘されていた角形フェルールの基準コネクタに関する記載についても併せて改正をする必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、対応国際規格が無くなったことを正確に反映することができるとともに、記載の分かり難さも解消されて、使用者の誤解を避けることができる。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 対応国際規格が廃止されたことに伴う変更(対応国際規格がないJIS独自規格とする) 附属書JC(規定)「JIS C61300-2-55として制定予定」という記載を、当該JISが制定されたため修正 附属書JD(規定) 角形フェルールの基準コネクタに関する記載の明確化 附属書JF(参考) 対応国際規格がなくなるため削除			第2条の該当号: 1(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月				5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5964-4	光ファイバコネクタかん合標準-第4部:SC形光ファイバコネクタ類(F04形)	Fiber optic connector interfaces - Part 4: Type SC connector family(F04 Type)	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、2013年に第2版として発行されたIEC 61754-4(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容を変更して2014年に改正された。</p> <p>その後、業界の動向に合わせて、用語及び定義、光学互換標準との整合、光ファイバアダプタの取付寸法が新たに追加された対応国際規格の第3版が2022年に改訂された。</p> <p>光学互換標準との整合は重要であり、また光ファイバアダプタの取付寸法は光ファイバアダプタの取付強度試験を実施する際に必要な規定内容である。</p> <p>対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで関連JISを含めた規格の整合を図る必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>SC形光コネクタは光通信システム、FTTH、データセンタなどに多く用いられている。対応国際規格の最新版と整合させることによって、業界の混乱を避け、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化が期待され、市場を活性化する効果がある。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん合標準において、光学互換標準との整合及び改訂された対応国際規格との整合を図るため、かん合部の寸法を示している表11(単心)及び表12(2心)の寸法AにJIC C5965-3-2を引用する。 ・かん合標準において、改訂された対応国際規格との整合を図るため、表3(単心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)及び表8(2心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)の等級Amの記載内容を変更し、表8に等級Cmを追加する。 		IEC 61754-4:2022.Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 4: Type SC connector family	MOD	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、型式、形状、寸法、構造、等級)</p> <p>対象事項:</p> <p>光ファイバコネクタ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ウ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3
JSA	06 電子	改正	C5964-6	光ファイバコネクタかん合標準-第6部:MU形光ファイバコネクタ類(F14形)	Fiber optic connector interfaces-Part 6: Type MU connector family (F14 Type)	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、2013年に第2版として発行されたIEC 61754-6(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容を変更して2014年に改正された。</p> <p>その後、業界の動向に合わせて、用語及び定義、光学互換標準との整合、光ファイバアダプタの取付寸法が新たに追加された対応国際規格の第3版が2022年に改訂された。</p> <p>光学互換標準との整合は重要であり、また光ファイバアダプタの取付寸法は光ファイバアダプタの取付強度試験を実施する際に必要な規定内容である。</p> <p>対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで関連JISを含めた規格の整合を図る必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>MU形光コネクタは光通信システム、データセンタなどに多く用いられている。対応国際規格の最新版と整合させることによって、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化が期待され、市場を活性化する効果がある。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん合標準において、光学互換標準との整合及び改訂された対応国際規格との整合を図るため、表37(プリント配線板ハウジング用光コネクタプラグ(8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)、表38(単心光コネクタプラグ(プッシュプル, 8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)、表39(4.5 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル, 8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)及び表40(6.25 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル, 8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)の寸法AにJIC C5965-3-2を引用する。 ・かん合標準において、改訂された対応国際規格との整合を図るため、表5(単心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)、表7(4.5 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)、表16(プリント配線板ハウジング用光コネクタプラグ(直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)、表42(6.25 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)及び表46(水平 7.5 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル, 直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)の等級Amの記載を変更し、等級Cmを追加する。 		IEC 61754-6:2022.Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 6: Type MU connector family	MOD	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、型式、形状、寸法、構造、等級)</p> <p>対象事項:</p> <p>光ファイバコネクタ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ウ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-3-31	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第3－31部:シングルモード光ファイバ用1列多心角形ポリフェニレンスルไฟド(PPS)8度斜めPC端面フェルール接続部パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part 3-31: Connector parameters of single mode physically contacting fibers - One-row 8 degree angled rectangular polyphenylene sulphide ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2015年に発行されたIEC 61755-3-31を基に2018年に制定された多心光ファイバコネクタの光学互換標準である。この規格では、多心光ファイバコネクタの合標準2件(JIS C 5964-5及びJIS C 5964-18)を引用しているが、2020年1月制定された2件の多心光ファイバコネクタ合標準(JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2)を引用していないため、業界の実態に整合しておらず混乱が生じている。したがって、JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用するなど改正が必要である。特に、JIS C 5964-7規格群で規定するMPOコネクタは、データセンター等に多く使用されており、必要性が高い。さらに、引用規格のIEC 61753-1が2018年に改訂され、環境カテゴリーが全面的に変更になったため、改正が必要である。	【期待効果】 多心光ファイバコネクタ、特にMPOコネクタは近年データセンターなどに多く用いられている。MPOコネクタの合標準を追加することで、市場を活性化する効果がある。また、引用国際規格で規定する環境カテゴリーを最新版に合わせることで、業界の実態に整合させて混乱を避ける効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 引用国際規格に従い環境カテゴリーを C, OP, OP+, E及びI に変更 2 用語及び定義 簡条を追加 3 接続部パラメータ JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用		IEC 61755-3-31	MOD	第2条の該当号: 5(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C6122-1-0	光増幅器－測定方法－第1-0部:パワーパラメータ及び利得パラメータ	Optical amplifiers - Test methods - Part 1-0: Power and gain parameters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、商品化されている光増幅器及び光増幅器サブシステムの、光パワーパラメータ及び利得パラメータの測定方法について規定したものであるが、対応する国際規格IEC 61290-1がEd.2.0に、また同じ規格群の子規格で、引用規格でもあるIEC 61290-1-1(Optical amplifiers - Test methods - Part 1-1: Power and gain parameters - Optical spectrum analyzer method)もEd.4.0に、いずれも2020年に改訂され、業界の最新動向に合わせて、新たに半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルに関する測定方法の規定が追加された。SOAのゲインリップルの測定方法に関してはこれまで規定するJISが存在しなかったため、その測定方法は明確にされていなかった。今回IEC 61290-1-1 Ed.4に对应してJIS C 6122-1-1の改正を予定しているため、その親規格であるこの規格においても、SOAのゲインリップルに関する規定を追記し、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供することが必要である。	【期待効果】 この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法を規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供することができることから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“光パワーパラメータ及び利得パラメータ”において、“ゲインリップル”に関する規定を追加する。 ・“測定結果”において、試験結果の記載事項として、“ゲインリップル”を追加する。		IEC 61290-1:2022	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6122-1-1	光増幅器—測定方法—第1-1部:パワーパラメータ及び利得パラメータ—光スペクトラムアナライザ法	Optical amplifiers—Test methods—Part 1-1: Power and gain parameters—Optical spectrum analyzer method	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、国際規格IEC 61290-1-1に対応しており、光スペクトラムアナライザを用いて光増幅器のパワーパラメータ及び利得パラメータを測定方法を規定したものである。IEC 61291-2 Ed.4にて、業界の最新動向に合わせて、半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルについて規定されたが、この項目の測定方法を参照するIEC規格がなかった。このため、2017年のフランクフルト会議で、測定方法を追加するとの合意から、IEC 61290-1-1IEC規格の改訂が行われた。国内業界の動向も同様であることから、IEC 61290-1-1に対応するこの規格においても、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供するために改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法を規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供することができることから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“適用範囲”において、光増幅器の測定対象のパラメータに“ゲインリップル”を追加する。 ・“装置”において、ゲインリップルの測定系の説明を追加する。 ・“手順”において、ゲインリップルの規定を追加する。 ・“計算”において、ゲインリップルの規定を追加する。 ・“測定結果”において、ゲインリップルの記載を追加する。 		IEC 61290-1-1:2020	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月			2
JSA	06 電子	改正	C6184	光ファイバ用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for optical fiber	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、光ファイバコネクタ端子をもち波長範囲400 nm～1 800 nmの光パワーを測定することが可能な光ファイバ用検出器を備えた光パワーメータについて、その試験に関する手順を定めたもので、1993年に制定された。その後、この規格とは別に、国際規格IEC 61315 (Calibration of fibre-optic power meters)に対応したJIS C 6186 (光ファイバ用光パワーメータ校正方法)が制定され、2020年に最新版に改正された。これに伴い、現行規格とJIS C 6186:2020との整合性などを検証し、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格との整合、精度(誤差の限界値)の定義式の修正などが必要のため、この規格の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際規格とも整合し、光ファイバ用光パワーメータの試験手順を標準化することができて、光ファイバ用光パワーメータの精度の均一化及び国際商取引の円滑化が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現行規格にはない、引用規格の簡条を設ける。また、必要に応じて引用規格を更新・追加する。 ② “標準試験条件”において、温度、相対湿度などを、他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる。 ③ “精度試験”において、精度(誤差の限界値)の定義式を修正する。 ④ “精度試験”において、精度、誤差表記に加え、不確かさ表記を追加・併記する。 		無	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	(試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月			1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6822	光ファイバ構造パラメータ試験方法—寸法特性	Test methods for structural parameters of optical fibers – Dimensional characteristics	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ及び全プラスチックマルチモード光ファイバの素線及び心線の寸法にかかわる構造パラメータの試験方法を規定している。</p> <p>対応国際規格の一つであるIEC 60793-1-20の2014年の改訂において、マルチモード光ファイバのコア径及びコア非円率の測定精度を上げるため、コアとクラッドとの光学的境界を見つげるための規定及び基準測定方法の2つが明確にされた。</p> <p>マルチモード光ファイバのコア径測定精度向上は、モード遅延時間差などの他のパラメータ測定の結果の向上にもつながる非常に重要な測定であるため、最新の技術に即して改訂された対応国際規格との整合化を図るためにも、この規格の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を改正することにより</p> <p>a) 利用先・製造元での測定精度が上がり、不要な製品トラブルの減少する。</p> <p>b) 国際標準との互換性を高め、国際競争力を高める。</p> <p>c) 本規格を引用規格及び参考規格としているその他特性の測定方法の精度を上げる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>①用語及び定義において、対応国際規格に合わせ追加する。</p> <p>②光ファイバの種類において、近年の技術開発に対応して光ファイバ品種にイントロネクション光ファイバを追加する。</p> <p>③光ファイバ寸法測定方法において、基準測定としていたニアフィールド法について、屈折及び透過ニアフィールド法の2つを基準測定に改める。</p> <p>④エッジ検出とエッジテーブルの構築で、コアとクラッドとの光学的境界の検出において、楕円フィッティングを追加する。</p> <p>⑤エッジテーブルの楕円フィッティングとフィルタリングにおいて、検出された境界に楕円を適合させるための手順を明確化する。</p>		IEC 60793-1-20:2014, Optical fibres – Part 1 –20: Measurement methods and test procedures – Fibre geometry	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3
JSA	06 電子	改正	C6829	光ファイバ波長分散測定器校正方法	Calibration of fiber optic chromatic dispersion test sets	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、光ファイバの波長分散測定器を校正するときの標準的な手順について規定したものである。通信用シングルモード光ファイバは、その種類・用途に応じて波長分散が厳密に規定されており、製造した光ファイバの品質保証には、正しく校正された波長分散測定器による確認が必要不可欠である。波長分散測定器の校正法は、国際規格IEC 61744で規定されており、これに対応する国内規格として、この規格が2005年に制定された。最近、IECにおいてIEC 61744の改訂が行われていて、従来のEd. 2.0からEd. 3.0に変更となるIEC/AFDIS 61744:2022が発行され、適用範囲の作業手順が削除されるなどの変更がされている。そのため、なるべく早期にこの規格を改正し、対応国際規格の技術水準に整合させる必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>早期に対応国際規格と整合した規定とすることによって、国内での波長分散測定器の校正業務における国際規格との乖離を防止することができる。また、校正済の波長分散測定器による測定結果の信頼性が担保され、光ファイバの品質管理の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>・“適用範囲”において、波長分散測定器の校正の点検及びこれに伴う校正期間の延長に関する記載事項を適用範囲から削除する。これに伴い、この項目の内容を記載した“校正点検手順”の該当箇所を削除する。</p> <p>・“校正”において、従来、校正の点検の方法としていた基準光ファイバを用いた校正法を、校正方法の一つとして新たに追加する。これに伴い、基準光ファイバを用いた校正法を規定する簡条を新たに設ける。</p> <p>・従来、本規格の対象となっていたバルス法による分散測定及びこれを用いた装置を対象から除外する。これに伴い、“遅延校正手順”において、該当部分を削除する。</p>	IEC/AFDIS 61744:2022	IDT	第2条の該当号: 4(検定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ	—	(国際標準をJIS化するもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月			1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6842	光ファイバ偏波モード分散試験方法	Measurement methods and test procedures – Polarization mode dispersion of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ及びケーブルの偏波モード分散の実用的試験方法について規定するものである。 今回改訂された、対応国際規格のIEC 60793-1-1:2022 及び IEC 60793-1-48:2017において、重要な偏波モード分散試験方法の規定が変更された。具体的には、試験方法の一つであるSOP法が、条件により不安定な測定方法であるため削除された。また、IEC分類記号の変更も含め、国際規格と整合を図るためにも、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 国内の最新情報が反映され、最新の国際規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①6.2 偏波モード分散試験方法に記載される三つの測定方法のうち、方法Bに記載される解析方法の内の一つである偏光状態法(SOP法)の必要性がなくなり、国際規格から削除されたため反映させる。 ②箇条4の表1に記載されている光ファイバの種類において、各種類の分類の追加に伴い、国際規格のIEC分類記号が追加変更されたため反映させる。		IEC 60793-1-1:2022, Optical fibres – Part 1-1: Measurement methods and test procedures – General and guidance IEC 60793-1-48:2017, Optical fibres – Part 1-48: Measurement methods and test procedures – Polarization mode dispersion	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3
JSA	06 電子	改正	C6870-3	光ファイバケーブル第3部:屋外ケーブル品種別通則	Outdoor optical fiber cables—Part 3: Sectional specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋外で用いる光ファイバケーブルの品種別の通則である。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC 60794-3が、製品開発の実態を反映して、テープ心線の諸特性の追加、間欠接着型テープ心線の品種の追加などの改訂がされ、2022年に第5版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①テープ形光ファイバ心線に関して、近年の技術の実態に即して、テープ心線の寸法及び諸特性の規定の追加、並びに間欠接着型テープ心線などの新しい品種のテープ心線を追加する。 ②ケーブルの機械特性や環境特性の試験方法に関して、近年の技術の実態に即して、引張特性、衝撃試験などの試験条件を変更する。		IEC 60794-3:2022, Optical fibre cables – Part 3: Outdoor cables – Sectional specification	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8305	鋼製電線管	Rigid steel conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、交流1000 V及び／又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格及び消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが定義されておらず、製造者が行う形式検査及び第三者試験機関において電線管ねじ検査で混乱を生じている。適合性を確認するための試験方法が規定されていないため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管ねじゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム-第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。</p> <p>こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・電線管ねじの寸法の規定において、適合性を確認するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・電線管ねじの寸法確認用のゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。 			無	<p>第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項: 鋼製電線管</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、ウ、キ、ク</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		<p>関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)</p>	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1
JSA	05 電気	改正	C8309	金属製可とう電線管	Pliable metal conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、交流1 000 V及び／又は直流1 500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。最近市場で流通している製品は、この規格で引用しているJIS C 8461規格群の分類選定と違う製品が多く、構造、性能及び試験方法において不要な試験を実施しており実態に則していない。JIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム-第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。</p> <p>こうしたことから、JIS C 8461規格群の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用規格のJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映し、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・10.3の衝撃試験の引用規格を最新のJIS C 8461-22を引用する。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し市場実態の性能に合わせて、箇条12の温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1改正により、箇条14の耐食性試験の引用箇条の見直しを行う。 			無	<p>第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項: 金属製可とう電線管</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、ウ、キ、ク</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		<p>生産者等及び使用・消費者の利便性の向上が図られる場合)</p>	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8330	金属製電線管用の附属品	Fittings for rigid metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の仕様について規定した製品規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。 JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることにより、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のためにユニバーサルT形を追加するなど必要な内容へ改める。			無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製電線管用の附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1
JSA	05 電気	改正	C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8462-1との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。 JISC8462-1との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることにより、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8462-1を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。			無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8350	金属製可とう電線管用付属品	Fittings for pliable metal conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用の付属品の仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正内容は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。 			無	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項:</p> <p>金属製可とう電線管用付属品</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、カ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		<p>関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)</p>	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1
JSA	05 電気	改正	C8411	合成樹脂製可とう電線管	Pliable plastics conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム-第22 部:ブライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 衝撃試験及び曲げ試験で使用する最小内径確認用ゲージは、JIS C 8461-22で規定する「合成樹脂製可とう管・CD管」用のゲージを適用することを追加する。 			無	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項:</p> <p>合成樹脂製可とう電線管</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、カ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		<p>関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)</p>	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム-第2部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。</p> <p>こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 			無	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項:</p> <p>合成樹脂製可とう電線管用附属品</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、カ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		<p>関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)</p>	<p>一般社団法人電気設備学会のWG</p>	2023年1月			1
JSA	05 電気	改正	C8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	Fittings of unplasticized polyvinyl chloride(PVC-U)conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム-第2部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。</p> <p>こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 			無	<p>第2条の該当号:</p> <p>1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能)</p> <p>対象事項:</p> <p>硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、カ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		<p>関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)</p>	<p>一般社団法人電気設備学会のWG</p>	2023年1月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト電源ダクトの安全性要求事項	Lighting busways-Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、家庭用、商業用及び工業用施設に配電するために用いる、定格電流が50A以下で定格電圧が交流277V以下の単相又は交流480V以下の二相若しくは三相50Hz/60Hzの電源用ライティングダクトシステムの一般要求事項及び試験について、IEC 61534-1:2003(第1版)を基に制定された規格である。 IEC 61534-1:2011(第2版:対応国際規)では、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の要求事項及び試験が追加された。 このような状況から我が国の製品安全を向上し、国際規格と同等の安全性能を有する製品とするために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、我が国の電源用ライティングダクトシステムの短絡に対する保護及び短絡耐力の向上が図られ、使用者の安全を確保することができる。さらに、国際規格との整合性によって我が国の電源用ダクトの輸出拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気安全の要求事項として、短絡保護及び短絡耐力を新たに箇条18として追加する。 ・ラベル表示の耐久性確認に、試験具(ピストン)を新たに定義して試験することで正確な判定を可能とする。 ・用語及び定義に次を追加する。 電源用ライティングダクト回路の定格条件短絡電流、短時間耐電流、ノイズレスアース、床の乾式処理、床の湿式処理		IEC 61534-1:2011+AMD1+AMD2	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			1
JSA	05 電気	改正	C8514	水溶液系一次電池の安全性	Safety of primary batteries with aqueous electrolyte	【制定・改正する理由(必要性)】 本規格は、水溶液系一次電池の正常使用時及び誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定している。 対応する国際規格は、見直しが行われたIEC 60086-5(Safety of primary batteries with aqueous electrolyte)で、2021年にIEC 60086-5 Edition 5.0 が発行された。 対応国際規格の発行に基づき、改正することが望ましい。 さらに、国際規格との整合性の観点からも、Edition 5.0と整合性のある改正が必要とされる。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、 a) 市場品質の向上 電池の評価基準値を規定することによって、より品質の高い製品の設計・製造が期待される。 b) 国際流通の活性化、我が国競争力の強化 国際統一規格と整合性をとるこの規格の改正によって、この規格を引用するJIS製品規格の国際整合性が上がり、結果として、国際統一規定の基の国内製品化を促進し、国際市場の競争力の強化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・電池・ボタン形・素電池の用語および定義の追加 ・試験評価基準(破裂・発火・漏液・弁作動)を追加 ・安全図記号:電池は、乳幼児の手の届かない所に置くを追加 ・附属書の追加:附属書Dとして安全図記号“電池は、乳幼児の手の届かない所に置く”附属書Eとして誤飲防止パッケージ		IEC60086-5:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号(性能(安全性に限る。)) 対象事項: 水溶液系一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2022年4月			5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8708	ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池(単電池及び組電池)	Secondary sealed nickel-metal hydride cells and batteries for portable applications	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、小型角形、円筒形及びボタン形の密閉型ニッケル水素蓄電池の試験方法及び要求事項等について、2019年にIEC 61951-2:2017を基礎として改正されたものである。</p> <p>その後、対応国際規格は、寸法及び放電特性の位置付けの明確化並びにサイクル耐久特性の試験終了判定条件追加などを含んだamendmentとして2022年10月に発行された。</p> <p>同じような用途で使われるニカド蓄電池とニッケル水素蓄電池とで寸法を整合させるなど、使用者及び消費者に適切な寸法及び特性を有する蓄電池を提供する必要がある。</p> <p>また、連続充電耐久特性については、試験対象の明確化が必要である。</p> <p>このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、電池使用機器製造者は機器設計に適した寸法の蓄電池が選択可能となり、産業の合理化が期待できる。</p> <p>また、放電特性の位置付けの明確化、サイクル耐久特性の試験終了条件追加及び連続充電耐久特性の試験対象適切化により、使用者及び消費者は要求性能に適した蓄電池が選択可能となり、使用の合理化への寄与が期待できる。</p> <p>対応国際規格との整合化を図ることによって、国際競争力の向上が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>①寸法:乾電池と寸法の互換性がない円筒形単電池の寸法規格表で規定した内容は例であることを明示。…対応国際規格の改訂に伴う対応</p> <p>②放電特性:放電特性(規格値)の変更。…対応国際規格の改訂に伴う対応</p> <p>③サイクル耐久特性:浅い充放電の繰り返しの伴う見かけ上の長寿命といった誤認を是正するため、試験終了条件を追加。…対応国際規格の改訂に伴う対応</p> <p>④連続充電耐久特性:連続充電耐久特性の試験対象を適切化(見直し)…対応国際規格の改訂に先立ってJISを改正</p>		IEC 61951-2	MOD	<p>第2条の該当号: 1(形状、寸法、性能)</p> <p>対象事項: 密閉型ニッケル・水素蓄電池</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2023年4月			1
JSA	05 電気	改正	C9325	抵抗溶接機用電極加圧力計	Electrode force measuring device for resistance welding equipment	<p>【改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、測定対象加圧力が0.1 kN～50 kNの加圧力センサ部を用いて、抵抗溶接機の電極加圧力を測定するための抵抗溶接機用電極加圧力計の構造及び性能について規定したものである。</p> <p>2009年の制定から10年以上経過しており、抵抗溶接のロボット化、加圧力制御の電動化など自動溶接技術の進歩に対応するため、また計測値及び計測波形に表示部のデジタル化の進歩に対応するため、最新の技術に対応したJISに改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を改正することによって、生産者は製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、利用者は製品の用途や選定が明確になり正しい装置の取り扱いにより安全性が高まり、労働安全の促進に届することが期待される。また、市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>・用語及び定義において、昨今の技術革新に合わせて見直しを行う。</p> <p>・この規格で使用する記号及び略語を利用者の利便性を考慮して表に規定する。</p> <p>・試験方法において、溶接機の現場での実際の使用状況に合わせて見直しを行う。</p>			無	<p>第2条の該当号: 1(品質)</p> <p>対象事項: 抵抗溶接機用電極加圧力計</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、エ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本溶接協会のWG	2023年1月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-11	環境試験方法—電気・電子—第2-11部:塩水噴霧試験方法(試験記号:Ka)	Environmental testing—Part 2-11: Tests—Test Ka: Salt mist	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子技術の部品、機器又は材料の塩水噴霧環境における耐劣化性を評価する試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-11を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の改良、明確化などのために、塩溶液の濃度調整方法などを含む試験方法の変更改良、試験報告書への記載項目の追加などが行われて改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成の促進も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・塩溶液の濃度を、質量比から質量/容量比に変更する。 ・塩溶液のpHを測定するための溶液の温度を、35℃±2℃から25℃±2℃に変更する。 ・空気の供給において、噴霧圧力と飽和塔の水温との組み合わせを規定する表1を追加する。 ・試験報告書に必要な規定を追加する。		IEC 60068-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60068-2-13	環境試験方法—電気・電子—第2-13部:減圧試験方法(試験記号:M)	Environmental testing—Part 2-13: Tests—Test M: Low air pressure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、輸送中、保管中、又は使用中に、低気圧にさらされる可能性のある電気・電子機器及びこれらの部品供試品に適用できる試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-13を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の明確化、試験精度の向上などのために、気圧-海拔対応表の更新、試験手順を集約して規定するなどを行って改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・複数の箇条で構成された試験手順を、箇条5に集約する。 ・気圧-海拔高度の対応表を、気圧基準の対応表から、IEC 60721-2-3を参照した海拔高度を基準とする対応表に変更する。 ・試験報告書を規定する箇条7を追加する。		IEC 60068-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C60068-2-21	環境試験方法—電気・電子—第2-21部:試験—試験U:端子強度試験及び部品本体の耐久性試験方法	Environmental testing - Part 2-21: Tests - Test U: Robustness of terminations and integral mounting devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子部品[端子付き部品、表面実装部品(SMD)]を対象とし、これらの電気・電子部品が組立中又は取扱い中に支障を生じないための、端子部強度、並びに部品本体の強度及び耐衝撃性を評価する試験方法を規定する基本的な規格である。この規格の基としている国際規格IEC 60068-2-21は、SMD本体強度及び耐衝撃性試験方法の国際規格であるIEC 60068-2-77 (Environmental testing—Part 2-77: Tests—Test 77: Body strength and impact shock)の規定事項を取り込んだ統合規格として2021年に改訂された(IEC 60068-2-77は廃止)。このため、この規格も、対応国際規格と整合した試験方法の統合規格とするため改正を行う必要がある。なお、JIS C 60068-2-77は、この規格の改正版発効に合わせて廃止する。	【期待効果】 この規格を改正することで、試験方法が統合され技術的な調整が容易となって、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止につながる事が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、JIS C 60068-2-77を取り込んだ統合規格とするため、規定する事項として“試験U1(本体強度)”及び“試験U12(耐衝撃性)”を追加する。 ・JIS C 60068-2-77で規定している“試験Uf(部品本体の耐久性)”を、新たな箇条を設けて規定として取り込む。	C60068-2-77	IEC 60068-2-21:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	19.040;31.190	4
JSA	05 電気	改正	C60068-2-38	環境試験方法—電気・電子—第2-38部:温湿度組合せ(サイクル)試験方法(試験記号:Z/AD)	Environmental testing—Part 2-38: Tests—Test Z/AD: Composite temperature/humidity cyclic test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、高温高湿及び低温条件で、主として電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験に関するもので、IEC 60068-2-38を基に2013年に発効した規格である。近年の試験の経験から、試験期間中に通電する供試品の場合、温度分布、凝縮効果などに影響がある場合がわかってきた。また、試験時の相対湿度である(93±3)%を守ることが困難な事態が生じてきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-38の適用範囲において、試験期間全体にわたって通電する供試品にはこの規格を適用しないなどの条件を追加するとともに、サイクル試験時の相対湿度を全て同一の(93±3)%から、一部に(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルとするなどの重要な改訂が2021年に実施された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上のために、これらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、試験全体に通電する供試品にはこの規格を適用しないとの記載を追加する。 ・“試験方法”において、試験時の相対湿度のプロファイルを、現行規格での全て同一条件の(93±3)%から(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルに変更する。	IEC 60068-2-38:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-64	環境試験方法—電気・電子—第2-64部:広帯域ランダム試験方法及び指針(試験記号:Fh)	Environmental testing—Part 2-64: Tests—Test Fh: vibration, broadband random and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ランダムな振動を受ける電気製品及び電子製品に一般的に適用することを目的とした広帯域ランダム振動試験に関するもので、IEC 60068-2-64を基にして2011年に発効した規格である。従来のランダム振動試験で発生する加速度は、ガウス分布に従うものであった。しかしながら、例えば、実輸送時に発生する加速度は実際には非ガウス分布になること、非ガウス型振動試験を生成するための研究が進展して、非ガウス型振動試験が可能となったことなどため、対応国際規格IEC 60068-2-64において、ランダム振動試験に非ガウス型ランダム試験を取り込んだ追補が2019年に発行された。このような状況から、JISにおいても、広帯域ランダム振動試験の規定について対応国際規格と整合させ、最新の技術を取り込んだ内容に改正する必要がある。	【期待効果】 改正によって、電子機器、電子部品などが受ける振動の影響をより実際に近い状態で評価することが可能となり、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、用語として非ガウス型の特徴を表す指標である“せん(尖)度”と“わい(歪)度”を追加する。 ・“振動の許容差”の“分布”において、非ガウス分布の特徴を表す波高比、わい(歪)度、せん(尖)度及び振幅確率分布の統計的特性を追加する。 ・“厳しさ”において、非ガウス分布の試験の場合の、厳しさのパラメータを追加する。 ・“ランダム振動の概要”において、非ガウス振動試験に関する規定を追加するとともに、ガウス分布と非ガウス分布の確率密度関数を比較した図を追加する。	IEC 60068-2-64:2008+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5	
JSA	05 電気	改正	C60068-2-67	環境試験方法—電気・電子—基本的構成部品を対象とした高温高湿、定常状態の促進試験	Environmental testing—Part 2: Tests—Test Cy: Damp heat, steady state, accelerated test primarily intended for components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、小形電子部品の、主としてハーメチックシールされていない部品を対象にして、高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法を規定したもので、IEC 60068-2-67を基にして2001年に発効した規格である。高温高湿試験に使用する加湿水として、導電率が低すぎる水を使用した場合、試験に使用する加湿システムに害を与える場合があることがわかってきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-67において、使用する加湿水の導電率の設定値の修正が追補として2019年に発行され改訂された。JISにおいても最新の技術に即した内容に変更するとともに、国際的な試験方法の互換性を確保するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正することによって、小形電子部品の高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法の信頼性の向上が期待できる。また、最新のIEC規格に整合したJISとすることによって、国際的な取引の円滑化とともに、市場の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験装置”の“加湿水”において、現行規格の“この水は、温度23℃で抵抗率が0.5 MΩ以上(導電率が2 μS/cm以下)”を、“水の抵抗率は、+23℃で、導電率5 μS/cm～20 μS/cmに対応する2 000 Ω m～500 Ω mとする”に変更する。	IEC 60068-2-67:1995+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-3-3	環境試験方法—電気・電子—第3-3部: 支援文書及び指針—機器の耐震試験方法	Environmental testing—Part 3-3: Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気・電子機器などの耐震試験方法において、製品規格の作成者及び利用者のための背景説明及び指針を示すもので、地震による応力、変位などにさらされた機器が、地震中及び地震後に、要求された機能を果たす能力を検証することを目的とした規格であり、2021年にIEC 60068-3-3を基に発行された。規定のうち、“地表加速度”の地震活動域の分類ゾーン1～ゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値に明確な間違があることが分かった。振動は、変位、加速度及び速度の3つで指定されるが、その1つである速度のピーク値が1桁間違っていた。このため、対応国際規格において、2021年に修正票が発行された。従って、JISにおいても試験時の値選択によって、試験結果に大きな影響を与える場合があるため改正する。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>改正することによって、試験における正しいピーク速度値の選択が可能となり、電気・電子機器などの耐震試験の信頼が上がる結果を得ることができる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> “一般耐震クラスの算定振幅試験方法”の“地表加速度”において、地震活動域ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3及びゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値を、それぞれ0.1m/s(ゾーン1)、0.2 m/s(ゾーン2)、0.3 m/s(ゾーン3)及び0.5m/s(ゾーン4)に修正する。 		IEC 60068-3-3:2019+COR1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60695-2-10	火災危険性試験—電気・電子—第2-10部: グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法—グローワイヤ試験装置及び一般試験方法	Fire hazard testing—Part 2-10: Glowing/hot-wire based test methods—Glow-wire apparatus and common test procedure	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格はシミュレーション技術を用いて短時間で火災危険性を評価するためにグローワイヤ試験装置及び一般試験方法について、IEC 60695-2-10を基に規定したものであるが、現行の規定では、関連規格との間において、グローワイヤ試験の各試験期間の用語・語句が不統一となっており、また、着火及び有炎燃焼の判定に関する指針が不明確であるため、市場の取引に不具合が生じている。これらの不具合が、基としているIEC 60695-2-10の2021年の改訂及び関連するIEC規格の改訂によって改善されている。このような状況から、JISにおいても、最新のIEC規格に整合した規定内容とするため、改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語及び定義(箇条3)において、グローワイヤ試験の各試験期間の名称として、押付け期間、観察期間、火災事象期間などの用語を追加する。 箇条8(一般的な試験の観察及び試験結果の評価)を追加し、各グローワイヤ試験(C60695-2-11、C60695-2-12及びC60695-2-13に詳細規定)に関する一般事項を規定する。 附属書A(参考)(機器製造業者及びサブライヤー)を削除する。 現行規格で(参考)の附属書としての“着火及び燃焼の判定に関する指針”を、指針から要求事項に格上げして、(規定)の附属書とする。 附属書C(参考)(加熱電流値を用いるグローワイヤ温度測定システムの確認手順に関する指針)を、附属書B(参考)に置き換える。 附属書C(参考)を追加し、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を図示する。 		IEC 60695-2-10:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	13.220.40; 29.020	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60695-2-11	火災危険性試験－電気・電子－第2-11部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法－最終製品に対するグローワイヤ有炎燃焼性指数(GWEPT)	Fire hazard testing－Part 2-11: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability test method for end products (GWEPT)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、火災危険性の指標として電氣的に加熱した熱源による熱的負荷を最終製品に与えたときの、火災影響の模擬試験方法について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察及び測定(簡条9)において、同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	13.220.40; 29.020	4
JSA	05 電気	改正	C60695-2-12	火災危険性試験－電気・電子－第2-12部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ有炎燃焼性指数(GWFI)	Fire hazard testing－Part 2-12: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability index (GWFI) test method for materials	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の燃焼性試験に適用するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(簡条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-12:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	13.220.40; 29.020	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60695-2-13	火災危険性試験—電気電子—第2-13部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)	Fire hazard testing—Part 2-13: Glowing/hot-wire based test methods—Glow-wire ignition temperature (GWIT) test method for materials	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の着火性試験に適用するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(箇条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	13.220.40; 29.020	4
JSA	05 電気	改正	C60695-5-1	火災危険性試験—電気電子—第5-1部:燃焼放出物による腐食損傷の影響—一般指針	Fire hazard testing—Part 5-1: Corrosion damage effects of fire effluent—General guidance	この規格は、電気・電子製品の腐食試験方法に関する指針を規定したものである。2011年に対応国際規格であるIEC 60695-5-1:2002を基に改正されたが、近年の火災評価技術の進歩によって、腐食試験方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。こうした状況を踏まえ、IEC 60695-5-1は2021年に引用規格、参考文献及び技術的内容を最新化するなど改訂されたため、対応国際規格と整合させるとともに、我が国の最新技術を反映した規定とすべく、この規格を早急に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験方法が国内の最新技術を反映して刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS C 60695-4に定義された新しい用語(火災減衰、フラッシュオーバー、火盛期火災など)を追加する。 ・火災シナリオ及び火災モデルにおいて、対応国際規格と整合させ、煙の腐食性を制御するISO 11907-1のコンセプトを追加する。 また、“火災発達段階の一般的な分類”についてを、対応国際規格と整合させ、最新のISO 19706に規定された火災の段階を示す内容に改める。 ・腐食性の評価において、“腐食性の試験方法の概要”の試験方法について、最新の国際規格に整合させる。		IEC 60695-5-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60695-6-1	火災危険性試験－電気電子－第6-1部:煙の遮光－一般指針	Fire hazard testing－Part 6-1: Smoke obscuration－General guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、煙不透過性に関する光学的測定、試験方法、試験結果データ及び危険性評価との関連性についてIEC 60695-6-1を基に規定したものであるが、火災評価技術の進歩によって、煙の遮蔽性に関する測定方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。そのため、対応国際規格のIEC 60695-6-1では、最新技術に基づく指数を導入するなどの規定の改訂を2021年に行った。このような状況から、この規格を対応国際規格と整合させ最新技術を反映した規定とすべく、早急に改正する必要がある。なお、この規格で測定方法として引用していたJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31は、今回の改正で削除予定であり、かつ、他の規格での引用・参照がないことから、この規格の改正に合わせて廃止する予定である。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3)において、引用規格として、現行規格でのISO 13943にJIS C 60695-4を加える。 ・この規格の“静的方法及び動的方法”の“静的方法(6. 1)”などにおいて、測定方法として引用しているJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31を削除し、代わりにISO 5659-2を参照する規定とする。 ・“静的方法及び動的方法”の“動的方法(6. 2)”において、最新技術に基づく指数として、SMOGRA (smoke growth rate) 指数に関する規定を追加する。 ・“試験方法”の“試験方法の検討(7. 1)”において、試験方法の選択に当たって、対象とする火災シナリオとの関連付けを追加する。		IEC 60695-6-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	13.220.99; 29.020	4
JSA	05 電気	改正	C60721-2-3	環境条件の分類－第2-3部:自然環境の条件－気圧	Classification of environmental conditions－Part 2-3: Environmental conditions appearing in nature－Air pressure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、自然環境に現れる様々な気圧の値を規定する。製品に適切な気圧の厳しさを選定する場合、基礎的な情報として使用することを意図しており、1987年に制定されたIEC 60721-2-3を基に1997年に制定された。この後、対応する国際規格は、気圧に関する技術の進展を反映して、①高度による冷却効率の低下に関する数値の削除、②海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表の簡素化、③高度から気圧を計算するための式の追加等の修正が実施されて2013年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・高度による冷却効率の低下に関する数値を削除する。 ・海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表を簡素化する。 ・高度から気圧を計算する式を追加する。		IEC 60721-2-3:2013	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60721-2-4	環境条件の分類-第2-4部:自然環境の条件-日射及び温度	Classification of environmental conditions - Part 2-4: Environmental conditions in nature - Solar radiation and temperature	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、日射地域を幾つかのタイプに分類し、製品に適用する日射の厳しさを適切な値に選択する基礎的な規格として使用することを意図したもので、1987年に制定されたIEC 60721-2-4を基に制定された。この後、日射に関する研究の進展により、①適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、IEC 60721-1に規定した値を使用する」との記載の削除、②日射の基本事項である日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値の削除、③澄んだ夜空からの大気放射を表す図1の削除等が実施されて2018年に対応国際規格が改訂された。製品に適用する日射の厳しさの基礎的な情報について、対応国際規格との整合を図ると共に、さまざまな場所で使用される製品の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、国際規格と整合した日射の値が規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく製品設計が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、JIS C 60721-1に規定した値を使用する」との記載を削除する。 ・使用されていない引用規格を削除する。 ・日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値を削除する。 ・図1(澄んだ夜空からの大気放射)を削除する。		IEC 60721-2-4:2018	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月			2
JSA	05 電気	改正	C60721-3-3	環境条件の分類-第3-3部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-屋内固定使用の条件	Classification of environmental conditions - Part 3-3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at weatherprotected locations	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋内に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定したもので、1997年にIEC 6721-3-3:1994+Amendment 1:1995+Amendment 2:1996を基に制定された。この後、対応する国際規格は、IEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について、JIS C 60721-1から用語の定義を引用して適用する。 ・一般の箇条について、JIS C 60721-3-1と記載を揃える。 ・環境パラメータ及びその厳しさの分類について、旧規格では附属書で規定した各分類の条件を、本体で規定する。JIS C 60721-3-1の最新版に対応して、分類を修正する。ただし、化学的に活性な物質を除く。 ・気象条件(K)について、JIS C 60721-2-1の最新版に対応して、気候区分を修正する。気象条件の分類の表は新規の分類に変更する。(3K21~3K24) ・特別な気象条件(Z)について、特別な気象条件の分類の表は新規の分類に変更し(3Z1~3Z3, 3Z12~3Z14)、低圧に新たに分類を追加する。(3Z13)(3Z13) ・化学的に活性な物質(C)について、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する。 ・機械的に活性な物質(S)について、化学的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3S5~3S7) ・機械的条件(M)について、機械的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3M10~3M12)		IEC 60721-3-3:2019	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C61000-4-20	電磁両立性-第4-20部:試験及び測定技術-TEM(横方向電磁界)導波管のエミッション及びびイミュニティ試験	Electromagnetic compatibility (EMC)-Part 4-20: Testing and measurement techniques-Emission and immunity testing in transverse electromagnetic (TEM) waveguides	<p>【改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、様々なTEM導波管を用いた電気・電子装置に対するエミッション及びびイミュニティの試験方法について規定している。</p> <p>近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後10年以上が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-20では、電界均一性の検証法の手順を明確にするフローチャートの追加、TEMモードの検証を計算可能にする、4ポートTEM導波管によるTEMモード生成など、現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とする改正が2022年に行われた。これらをJISに反映させるため、今回の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> •対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。 •試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> •電界均一性の検証手順を明確にするため、進行波電力一定法及び電界一定法のフローチャートを追加する。 •TEMモードを検証するため、従来の周波数ステップに関する要求条件を削除し、主電界と2次電界成分との比に関し統計パラメータと分位点を定義し、解析的に計算可能にする。 •4ポートTEM導波管に対応するため、4ポートTEM導波管によるTEMモードの生成などの記述を追加する。 		IEC 61000-4-20:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、カ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2023年7月			2
JSA	06 電子	改正	C61300-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第1部:通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part1: General and guidance	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品に対する試験方法の規格群で規定している基本試験及び測定手順に関する通則について規定したもので、IEC 61300-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures Part 1: General and guidance)を基にしている。2019年の2回目の改正後、最新の技術動向に対応するために対応国際規格IEC 61300-1が2022年に改訂され、第5版となった。用語の定義が大きく更新されたほか、測定不確かさに関わる規定の追加、A1光ファイバの詳細な種類の追加、詳細を定めていない光ファイバ及び方形導波路についてのマルチモード励振条件の追加、エンサークルドフラックスの要求値に対して、これまで定めていた下限及び上限値に加えて、目標値の追加などの諸変更が行われている。測定不確かさの取り扱いの明確化、多様な光ファイバ、方形導波路などのより詳細な励振条件の追加などは、国内においても、光受動部品への多様な光ファイバ及び方形導波路の適用を容易にするものであり、IEC規格の最新の技術水準に合わせるために、この規格の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できる光ファイバ及び方形導波路の種類が増え、市場の混乱回避と取引の円滑化が見込まれ、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> •“用語及び定義”において、測定の不確かさを10の用語を追加する。 •“JIS C 61300-3規格群の要求事項”において、測定の不確かさについての規定を追加するとともに、“損失変動に対する要求事項”の“損失変動差”に関する規定を削除する。 •“励振条件”において、“A1光ファイバ”について詳細な種類の記載を追加するとともに、それ以外の光ファイバ及び方形導波路の励振条件を追加する。 •現行規格の附属書で規定しているエンサークルドフラックス(EF)及びエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の光パワーの求め方の規定を、EFについての規定を附属書Aに、EAFについての規定を新設する附属書Bに分離するとともに、それぞれ目標値を新たに規定する。 		IEC 61300-1:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-5	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-5部：試験－光ファイバクランプ強度(ねじり)	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-5: Tests – Torsion	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、取付け時及び通常時に加わる引張力を加えた状態でのねじり力に対する、光ファイバ付きコンポーネント及びクロージャのコードクランプ部の強度を試験する方法について規定したもので、2009年に発行されたIEC 61300-2-5(以下、対応国際規格という。)を基に2013年に制定された。対応国際規格では、最新の技術及び市場動向に合わせるため、2022年に試験手順の見直し及び気密クロージャの試験を追加した第4版に改訂された。この規格は、光受動部品、光能動部品、光コネクタ以外にも、情報通信機器など100を超えるJISで引用されていることから、最新の対応国際規格の技術水準に合わせた規定とするため、この規格の改正が必要となった。	【期待効果】 最新の技術及び市場動向を反映した対応国際規格と一致した規定に改正することにより、市場の混乱を避け、取引の円滑化及び国内市場の活性化を促す効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格にはない“用語及び定義”の箇条を新たに設ける。 ・“装置”の“概要”において、測定装置の図を追加する。また、“光ファイバコード保持具”及び“光源及び光検出器”に、それぞれの具体的な仕様に関する要求事項を追加する。 ・“手順”の“固定”において、光ファイバ保持具の仕様に関する規定を、上記の装置での規定に変更する。また、“気密クロージャ”の封止特性試験”及び供試品の“復帰”に関する規定を追加する。		IEC 61300-2-5:2022	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：光ファイバ付きコネクタ	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月			2
JSA	06 電子	改正	C61300-2-46	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-46部：試験－湿熱サイクル(追補1)	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-46: Tests – Damp heat, cyclic	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2019年に第2版として発行されたIEC 61300-2-46(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく2021年に改正された。この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の、動作時、保管時及び又は輸送時に起こる可能性がある、高湿度の下で温度が変化する環境状態に対する耐久性を測定する試験手順について規定している。対応国際規格では、試験を開始するために必要な安定化時間及び各測定での供試品の温度差による測定差を防ぐための管理下にある後処理条件に関する二つの図に間違いが存在しており、その間違いを訂正するための正誤表(CORRIGENDUM)が今回2022年に発行された。この正誤表(CORRIGENDUM)では、図の一つで安定化時間中の湿度が訂正され、もう一つの図で、本来不要であった後処理条件の部分が削除された。日本国内においても多く使用される製品にかかわるものであり、正誤表(CORRIGENDUM)発行後の国際的な標準に即した試験にするため、追補にて改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・安定化時間において、図2を訂正後の図に変更する。 ・後処理において、図3を訂正後の図に変更する。		IEC 61300-2-46:2019/COR1:2022, Corrigendum 1 – Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-46: Tests – Damp heat, cyclic	IDT	第2条の該当号：1(性能、耐久度) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年1月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-3-4	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-4部:検査及び測定方法－損失測定	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-4: Examinations and measurements－Attenuation	この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の損失の測定方法について規定したもので、2001年に第2版に改訂されたIEC 61300-3-4を基に、2011年に制定された。その後、対応国際規格の第3版の改訂(2012年)に合わせ、2017年に改正された。IEC 61300-3-4の第4版(以下、対応国際規格という。)は、2023年1月現在、FDISが承認され、近々発行見込みである。対応国際規格では、用語及び定義の追加、新規に挿入法Dによる光源及びパワーメータ法の追加、附属書(参考)にマルチコアファイバ光部品の測定方法の追加並びにタイプ4供試品の基準測定法を挿入法Cに変更し、代替法をパワーメータ(置換又は挿入法D)に変更された。これらの変更は国内でも必要とされているため、JISの改正が必要である。マルチコアファイバについては、我が国が他国に先駆けて研究開発を進めており、附属書(参考)ではあるが、それを加速するためにも追加する。	【期待効果】 この改正によって、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができることにも、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”，並びに“略語”を定める簡条を追加する。 ・新LSPM測定法に、挿入法(D)を追加する。 ・マルチコアファイバの挿入損失測定に関することを附属書に追加する。 ・タイプ4 供試品の基準測定法を挿入法(C)に、また、代替測定法をパワーメータ[置換又は挿入法(D)]に変更する。	IEC 61300-3-4	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月			1
JSA	06 電子	改正	C61300-3-7	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-7部:検査及び測定－シングルモード光部品の光損失及び反射減衰量の波長依存性	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-7: Examinations and measurements－Wavelength dependence of attenuation and return loss of single-mode components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2009年に改訂されたIEC 61300-3-7(以下、対応国際規格という。)第2版を基に2012年に制定された。対応国際規格は、その後の使用実態に合わせて、用語及び定義の見直しその他、基準試験方法の削減、挿入損失と反射減衰量の計算式の修正、終端方法の追記、光源に関する特性の記載、双方向試験方法記載の簡略化、反射減衰量の単独測定方法の削除を行った第3版が2021年に改訂された。この規格は、伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などから引用されており、重要な規格である。計算式の修正など技術的な変更を行った対応国際規格と整合させる必要があるため改正する。	【期待効果】 伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などの商取引において、混乱を避けることができ、中小企業の市場参画を促進する効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲 基準測定方法の削減 2. 記号及び略語 3.3 Quantity symbolsの追加 3. 概要 4.3用語及び定義の挿入損失及び反射減衰量の計算式の修正、4.4供試品の形態記述の詳細化、4.5測定方法の変更(構成例の簡略化) 4. 装置 終端方法の追記 5. 手順 反射減衰量単独測定方法削除 附属書C 終端に関する情報の追加	IEC 61300-3-7:2021	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験、検査、検定又は測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	33.180.20	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-3-33	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-33部:検査及び測定—ピンゲージを用いた割りスリーブのフェルルール引抜き	Fiber optic interconnecting devices and passive components — Basic test and measurement procedures — Part 3-33: Examinations and measurements — Withdrawal force from a split sleeve using pin gauges	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光コネクタプラグのフェルルールを模擬したピンゲージを用いて、光アダプタ又は光レセプタクルの割りスリーブの引抜き力を測定する方法について、IEC 61300-3-33 Ed.2を対応国際規格として制定したものである。しかし、対応国際規格は2022年1月にEd.3として改訂され、測定装置の詳細情報及びピンゲージの仕様が追加された。また、これによって規格の箇条構成が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 測定方法の詳細な仕様を規定する改正を行うことによって、割りスリーブの特性をより正確に評価することができるようになり、取引の合理化及び円滑化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の箇条を追加する。 ・装置(現行規格の箇条4) - 装置の構成要素(支持板、引張り発生器、力指示計、可とう性連結具)を追加する。 - 図1を全ての構成要素を含んだ図に変更する。 - ピンゲージの仕様(対応国際規格のTable 1)を追加する。 - 溶剤の記載内容を手順の箇条に移す。 ・測定の設定(現行規格の箇条5)を削除し、記載内容を装置の箇条に移す。 ・データ分析(現行規格の箇条7)を削除し、記載内容を手順の箇条に移す。		IEC 61300-3-33:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月	33.180.20	4
JSA	05 電気	改正	C61326-2-2	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-2部:個別要求事項—低電圧配電システムで使用可能な可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 2-2: Particular requirements — Test configurations, operational conditions and performance criteria for portable test, measuring and monitoring equipment used in low-voltage distribution systems	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2017年にIEC 61326-2-2 ED2:2012を基に低電圧配電システムで使用する可搬形計測用機器などの電磁両立性を規定した規格である。近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-2:2020も、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂されている。このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、計測用、制御用及び試験室用の可搬形計測用機器などの性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・引用規格JIS C 61326-1を最新の2022年版に変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・新たに附属書Aを規定し、JIS C 61326-1を引用して可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を追加する。		IEC 61326-2-2	IDT	第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置—可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2023年1月		3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C61326-2-3	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-3部:個別要求事項—一体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサの試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use -- EMC requirements -- Part 2-3: Particular requirements -- Test configuration, operational conditions and performance criteria for transducers with integrated or remote signal conditioning	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2019年にIEC 61326-2-3:2012を基に、非電気信号から電気信号への信号変換装置であるトランスデューサの電磁両立性について試験配置、動作条件及び性能評価基準を規定した規格である。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-3:2020も、装置のイミュイティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げる拡張が追加されている。 このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、計測用、制御用及び試験室用のトランスデューサの性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・引用規格JIS C 61326-1を最新の2022年版に変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。		IEC 61326-2-3	IDT	第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置—一体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2023年1月			3
JSA	05 電気	改正	C61810-1	電磁式エレメンタリリレー第1部:一般及び安全性要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 1: General and safety requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、低電圧装置(1 000 V 交流又は 1 500 V 直流以下の回路)に組み込むための電磁式エレメンタリリレーであって、電気・電子技術分野の全ての分野におけるアプリケーションの基本特性、安全要求及び安全関連について規定したものである。この規格の対応国際規格は2015年発行のIEC 61810-1第4版であるが、2019年にルーチン試験方法の修正を行う追補(IEC 61810-1 AMD1)が発行された。また、国際的な認証機関から“電氣的耐久性試験後の接点間耐電圧の値が規格書を読んでも分からない。”との主張があり、IECからその解釈表(IEC 61810-1 ISH1: Interpretation Sheet1)が発行されている。我が国においても同様な状況であるため、この規格の利用者の利便性を図るために解釈表も含めた内容の追加・変更を行い、対応国際規格と整合させるため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、検査手順の標準化によって電磁式エレメンタリリレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次の通り。 ・解釈表が発行されたのを受けて、11.4の最終耐電圧試験は、表13及び表14の全ての項目に対して75%の電圧値で試験を実施するのではなく、マイクロ断路の要求値の75%で試験することを明確にする。 ・IEC 61810-1 AMD1に基づいて、ルーチン検査項目の変更及びその説明が追加されたことを反映し、試験の種類ごとに検査ロットを指定していたが、全数を対象とすることに修正し、説明を追加する。 ・電氣的耐久性において試験後の判定を行う際の条件について解釈表を附属書(参考)として追加する。		IEC 61810-1:2015+Amd 1:2019	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2023年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary - Part 815: Superconductivity	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary -Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。 		IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 超電導	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格)		一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月			2
JSA	03 適合性評価	改正	Q17030	適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項	Conformity assessment - General requirements for third-party marks of conformity	<p>【必要性】</p> <p>この規格は、第三者適合マークに対する一般要求事項を規定するものであり、ISO/IEC 17030:2003を基に2004年に制定したもので、電子的に保存及び表示されたマーク、機械可読コード、ブロックチェーン分散台帳又はその他の電子的手段を用いたデジタル表現を含む、異なる形態及び様々な媒体で発行及び使用される第三者適合マークに対して適用することができるものである。その後、ISO/CASCO(適合性評価委員会)において改訂作業が行われ、サーベイランスに関する要求事項を明確化し、ロゴ・シンボル・マークを明確化し、CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合をはかり、適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加して2021年9月に改訂版が発行された。このような状況から、第三者適合マークの国内における運用も国際規格に適合した運用とする必要があり、国際規格への整合を図るとともに実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正規格の使用により、最新の国際規格と同等に、①第三者適合マークを使う場合に一律なアプローチが可能になる、②既存の国際規格等における第三者適合マーク関連の規定のギャップを埋めることができる、③第三者適合マークの様々な使い分けから起こり得る問題に対処できる、④第三者適合マークを使用するための明確かつ合理的な基礎を共有できるなどの効果が期待できる。</p> <p>また、これらの効果から、国内の第三者適合マークに対する共通理解が一層深められるとともに、広く運用されている各種の第三者適合評価制度のマークの適切な使用が維持・促進され、市場での制度の信頼性向上及び活用拡大も期待できる。このような第三者適合性評価制度の基盤の強化と発展は、商取引の効率化や貿易障壁の排除にも更に寄与する。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランスに関する要求事項を明確化。 ・ロゴ・シンボル・マークを明確化。 ・CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合。 ・適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加。 		ISO/IEC 17030:2021	IDT	第2条の該当号: 第10号(役務の内容) 対象事項: 通則的適合性評価	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	03.120.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	T1022	病院電気設備の安全基準	Safety requirements of electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、医療用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式及び非常電源に対する、安全基準及び施設方法について規定したものである。現在の医療において、医療用電気機器(以下、ME機器といふ。)への電力供給は、信頼性が高いものでなければならない。また、ME機器の故障などが患者に悪影響を与えてはならない。こうした観点で、病院電気設備の安全性の更なる向上を目的として、実運用上の煩雑さを軽減するため、非常電源の種類を減らし、併せて、各種ME機器への適用基準を見直し、医用接地方式並びに検査及び保守についても改正を行う。また、最近の電磁環境を踏まえ、EMCの影響を低減することが求められていることから、これらに対応するため、実態に即した改正を行うことが必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、非常電源の適用が簡素化され、適用上の煩雑さが軽減されるとともに、運用の信頼性の向上が図られる。また、医療施設の施設担当者において、EMC環境改善の認識が向上し、非常電源及び接地設備のより一層適正な運用が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医用接地方式 <ul style="list-style-type: none"> 医用室の種類及びME機器に適用する医用接地方式について、新たな医用室等を追加する。 接地センターの設置条件として、医用室の大きさの条件を追加する。 等電位接地患者環境に関するIEC60060-1の改正と国内基準との整合性を踏まえた基準とする。 ・非常電源 <ul style="list-style-type: none"> 非常電源のうち、一般非常電源と特別非常電源を一本化し、非常電源を一般非常電源及び無停電非常電源の2種類とする。 上記の変更に伴い、非常電源とME機器との対応を変更する。 ・検査及び保守 <ul style="list-style-type: none"> 検査保守に関して、新築工事の完成検査及び定期検査のほか、改修工事も追加する。 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ME機器等に対するEMCの影響を低減するため、電源配線への推奨事項を定性的に規定する。 			第2条の該当号: 2(病院電気設備の電気安全に関する設計方法及び使用方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、ウ、カ <p>欠点:</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれも該当しない。 	3.強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格)	—	一般社団法人電気設備学会のWG	2022年7月	11.140	4	
JSA	07 情報	改正	X0134-2	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェアアシュアランス—第2部:アシュアランスケース	Systems and software engineering – Systems and software assurance – Part 2: Assurance case cases	<p>【必要性】</p> <p>この規格は、アシュアランスケースの構造及び内容の形式に関する最低限の要求事項を規定したものである。アシュアランスケースの重要性については、システム及びソフトウェア並びにシステムが提供するサービスに対する要件をアシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)を示すことで保証することが求められる場面が増している。このためアシュアランスを表現し明示するために、産業界で広く共通にアシュアランスケースを理解利用することが重要となっていることから、この規格は、2011年に発行されたISO/IEC 15026-2を基に2016年に制定した。</p> <p>また、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点からも、アシュアランスの諸概念及びアシュアランスケースは今後ますます重要になる。既に、アシュアランスケースは、複数の記法の利用も含めて利用展開が進んでいる。</p> <p>このような状況に対応するために、アシュアランスケース記述を構成する要素の詳細部分を明確にする定義を追加し、また構成要素の記述内容の型(Type)の区別を導入することによって、複数の各種のアシュアランスケース作成時の整合性を高められるように、対応国際規格は2022年に改訂された。JISも、このような状況に対応し、対応国際規格に整合した改正を行う必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>システム開発組織又は供給者組織が、他の開発・供給者組織からのアシュアランスケースとの整合性を高めたアシュアランスケースを提供できるため、システムを調達する取得者は、複数のシステム開発・供給者組織からそれぞれのアシュアランスケースの提供を受けた場合に、相互の整合性の確認が容易となり、また、システム全体を統合して一貫性のあるアシュアランスケースを作成する際に、統合作業及び期間を削減できる効果がある。</p> <p>このようなことによって、国内のシステム及びソフトウェア並びにサービス産業界において、従来のシステム又はソフトウェアに加えて機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においても、アシュアランスの諸概念を活用した更なる品質向上が進められ、システム及びソフトウェア並びにサービス利用者の保護だけでなく国際競争力強化につながることを期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1)アシュアランスケースの構成要素を表す用語定義を追加する。</p> <p>2)アシュアランスケースの構成要素に要求される属性に関する詳細定義(構成要素の記述内容の型の区別)を追加する。</p> <p>3)アシュアランスケースのグラフィカルな記法を用いた記述例の提示、及び記述例によるアシュアランスケース構成要素の詳細説明を追加する。</p>	ISO/IEC/IEEE 15026-2:2022	IDT	第2条の該当号: 6(構造)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ <p>欠点:</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれも該当しない。 	国際規格をJIS化するもの	一般社法人情報処理学会のWG	2023年7月		1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0153	システム及びソフトウェア技術—利用者用情報の設計及び作成	Systems and software engineering — Design and development of information for users	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、情報の利用者が必要とするものを確立する方法、その情報を利用者にどのように提示することが望ましいかを決定する方法、並びに情報の準備及び情報を利用可能にする方法を規定したものである。現行JISの対応国際規格がISO/IEC Directivesの改正に伴う箇条の入替え等で構成が大幅に変更されたこと、さらに次の点で大幅に改訂されていることから、JISとして改正が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者用文書類を、より広い範囲の利用者用情報として捉え直している。 ・ソフトウェアの利用者用情報の設計及び作成により重点を置き、文書の体裁に関する記述を削除している。 ・対応国際規格では、IEC/IEEE 82079-1を新たに引用規格として参照し、現行(改正前)の規定の一部を引用規格の参照に置換えている。 ・技術進歩に伴う利用環境の変化に対応した新たな技術(チャットボット、状況依存オンラインヘルプなど)、知見を取り入れている。 	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を改正することによって、効率的に情報作成プロセスを実施することができ、また、利用者が新たな機器、ソフトウェアによる利用者用情報の利用形態の変化に対応することができるとともに、システム及びソフトウェアなどの貿易が促進されることが期待できる。</p>	<p>主な改正点は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応国際規格の用語が「user documentation」から「information for users」と言い換えられていることに対応し、訳語を「利用者用文書類」から「利用者用情報」へと変更する。 ・IEC/IEEE 82079-1を引用規格とし、関係箇所を修正する。 ・使用実態に合わせて、製品権限者(product authority)、品質管理(quality management)、画面上の文書類(on-screen documentation)など18語を削除し、参照情報(reference information)、利用者のための画面情報(onscreen information for users)、利用者のための印刷した情報(printed information for users)など19語を追加する。また、CMS、DITA、FAQなどの略語も追加する。 ・適合性の記載を簡略化する。 ・新たな技術に対応するため、API、FAQ及びチャットボットについての箇条を追加する。 	ISO/IEC/IEEE 26514:2022	IDT	第2条の該当号: 2(作成方法、使用方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、オ、カ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月			1
JSA	07 情報	改正	X0162	システム及びソフトウェア技術—ライフサイクルプロセス—リスク管理	Systems and software engineering – Life cycle processes – Risk management	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、システム又はソフトウェアの取得、供給、開発、運用及び保守におけるリスク管理プロセスについて規定している。この規格は、供給者、取得者及び管理者に、幅広く多様なリスクを管理するために必要なプロセス要件を提供するために、2006年に第2版として発行されたISO/IEC 16085を基に2008年に制定された。</p> <p>その後、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルを通してリスク管理活動を継続的に行うことの重要性が増しつつある。また、システム及びソフトウェア分野の多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用する必要性も増している。このような状況に対応し、関連する規格と整合させるために、対応国際規格は2021年に改訂された。</p> <p>JISにおいても、このような状況に対応し、また対応国際規格に整合する改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>相互に接続された製品、サービス、システムなどに対して、当該システム及びソフトウェアのライフサイクルを通じて、多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用できる可能性が増すことが期待される。さらに、多様な利害関係者が共通して理解できるような、ライフサイクルプロセス内でのリスク管理のための活動指針を提供することにつながり、より効果的かつ効率的なリスク管理活動が促進されると期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) JIS X 0170:2020(システムライフサイクルプロセス)及びJIS X 0160:2021(ソフトウェアライフサイクルプロセス)と共通のプロセス構造及び用語を使用する。 2)各産業分野とシステム・ソフトウェアエンジニアリング分野とで相互にリスク管理を連携できるように、全産業組織で適用可能なJIS Q 31000(リスクマネジメント)の基本的な原則及び枠組みと調和させる規定事項を追加する。 3)システム及びソフトウェアの要件定義、設計、実装、検証、妥当性確認、運用・保守・廃棄の技術面での活動を行うプロセス、及びこれらの技術活動をマネジメントする進捗管理、品質保証などの活動を行うプロセスにおけるリスク管理に関連する活動の要点を追加する。 4)リスク管理活動の成果物の内容を定義する情報項目を追加する。 	ISO/IEC/IEEE 16085:2021	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法、使用方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、オ、カ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X3001-1	プログラム言語Fortran 第一部:基底言語	Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、Fortran基底言語で表現するプログラムの形及びその解釈について規定している。Fortranは、パソコンからスーパーコンピュータまでの様々な計算機で、科学技術計算などのプログラム開発に使われる利用者インターフェースである。この規格に対応する国際規格はISO/IEC 1539-1であり、2018年11月に最新の改訂が行われ、並列計算、精度保証、例外処理、他言語との相互操作性などの性能・品質・利便性に関わる新しい機能が多く追加された。こうしたことから、対応国際規格との乖離を解消し、利用者の利便性向上を図るため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 この改正によって、国際競争力の高い製品(コンバイラ関連製品)の開発が容易になる。また、対応国際規格に対応した製品機能を正しく適切に利用できるようになるため、利用者の生産性の向上及び生産物の品質向上が期待できる。さらに、現行規格では定義されていない新しい用語・概念・表現が標準化され認知されるため、商談・取引及び技術交流が円滑になり、市場の活性化が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・利用者が複数のimageを同時に実行する並列プログラムを記述できるようにするため、プログラムのinstanceをimageと定義し、imageを跨いで利用できるデータ(coarray)に関する規定を追加する。 ・C言語プログラムとの相互の呼出しを容易にするための機能を規定する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559:2011(浮動小数点数算術演算の技術標準)に準拠するための機能拡張を規定する。 ・組込み手続及び組込みモジュール手続を追加する。</p>		ISO/IEC 1539-1:2018, Information technology -- Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成及び使用の方法) 対象事項: プログラム言語	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年1月	35.060	5
JSA	07 情報	改正	X3002	電子計算機プログラム言語COBOL	Information technology -- Programming languages -- COBOL	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、COBOLの構文及び意味について規定したもので、ISO/IEC 1989:2002を基に2011年に改正されている。その後、対応国際規格は、プログラム言語の仕様に市場のニーズを取り入れる形で2014年に改訂され、動的に伸縮する変数や配列、ISO/IEC/IEEE 60559が規定する十進浮動小数点数の扱いや丸めの指定など、大小多数の新機能が組み入れられた。こうした仕様は、世界のCOBOL処理系の開発者(Gnuコミュニティを含む。)によって選択的に実装されつつある。しかし、これらの新機能に対応するJISが整備されていないことで、一般のCOBOLプログラマーが、新しい機能を仕様全体との関係で理解する機会がないのが現状である。このような状況から、こうした現状を改善するために、技術の実態に即して、最新の対応国際規格と整合させるよう、JISの改正の必要がある。</p>	<p>【期待効果】 JISを改正することによって、これらを使ったプログラミングがされ、COBOLで書かれたシステム開発及び保守の効率向上に寄与することが期待できる。また、個々の仕様との整合性、他の処理系との互換性の度合いなどを測ることが可能となり、効率向上に寄与するとともに、一般プログラマーが安心して利用することができるようになることが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・動的に伸縮する変数、及び動的に容量の変わる配列を導入する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559の改正で規定された十進浮動小数点数を扱う変数及び演算(丸め方法を含む。)を導入する。 ・各種の組込み関数(日付、時間、文字列操作など)を追加する。</p>		ISO/IEC 1989:2014, Information technology -- Programming languages, their environments and system software interfaces -- Programming language COBOL	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(プログラム言語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	35.060	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X6936	事務機器－化学物質の 分散速度決定方法	Information technology－ Office equipment－ Determination of chemical emission rates from copiers, printers and multi-function devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、分散試験チャンバの中で消耗品を使用する事務機器が指定された動作をするときに分散する測定対象物質について、その化学物質分散速度を決定する方法を規定したもので、国際規格ISO/IEC 28360を基にしている。 この対応国際規格は、2021年10月に改訂され、揮発性有機化合物(VOC)及びカルボニル化合物の分散速度の決定において、従来の“分散一定モデル”に加え、省エネモード等を想定した“疑似平衡モデル”が新たに追加された。この追加は、規格利用者が機器の仕様などを踏まえて、より適した分散モデルを選択することで、真値に近い分散速度が得られるようにするためのものである。 JISにおいても、最新の対応国際規格との技術的な整合をとるとともに、機器からの化合物の分散速度についてより高精度な測定及び計算を可能として消費者の安全・安心を図るために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正によって、機器から分散する化合物に関して最新の対応国際規格と整合した精度の高い測定と分散速度の決定とを可能とし、安全な製品を消費者に提供することができる。また、最新の対応国際規格に整合した試験方法を誤解なく広く周知することができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の記載をISO/IEC 28360:2015からISO/IEC 28360-1:2021に変更。 ・用語及び定義において対応国際規格通り、分散一定モデル、疑似平衡モデル、安定化時間などの項目を追加する。 ・“試験時の試験対象機器の動作”において、VOCの分散速度の計算について従来の分散一定モデルにおける規定に、疑似平衡モデルでの規定を追加し、それぞれのモデルの詳細を附属書C及び附属書Dに記載する。		ISO/IEC 28360-1:2021	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 事務機器(複写機・複合機・プリンタ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2022年4月			5
JSA	07 情報	改正	X6937	情報技術－事務機器－ カラーインクジェット方式 のプリンタ及び複合機の インクカートリッジ印刷可 能枚数測定方法	Information technology－ Office equipment－ Method for the determination of ink cartridge yield for colour inkjet printers and multi- function devices that contain printer components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、カラーインクジェット方式プリンタ用のインクを収容するカートリッジの印刷可能枚数測定方法について規定したもので、2008年発効の現行規格は、対応国際規格のISO/IEC 24711:2006を基に制定されている。当該国際規格は、その後の業界の動向、最新の技術及び測定方法の導入、作業の明確化などを目的として2007年、2015年及び2021年と3度改訂されている。最新の国際規格(ISO/IEC 24711:2021)では、装置初期設定の規定を追加することによって、この規格の測定手法による公表値の精度を上げるよう改訂された。一方、2020年に改正したJIS X 6932(カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法)とも規定の整合化を図ることが求められている。このような状況から、電子写真方式及びインクジェット方式のプリンタのカートリッジ印刷可能枚数測定方法の整合性を図るとともに国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、適正なテストチャート及び試験方法を提供することができるようになる。さらに、国際規格に整合したJISとすることで国際的に共通な印刷可能枚数の測定方法及びデータが普及し、製造者・試験機関及び使用者に対し利便性の向上及び信頼性の高い公表値へとつなげることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)テストチャートを提供しているサイトは、古いURLであるため、最新の「 https://standards.iso.org/iso-iec/24712/ed-2/en/11 」に変更する。 b)試験要素及び条件の下準備の初期設定において、設定条件をより明確とするため、印刷サイズ規定、両面モードの場合は片面モードへ変更する規定、などを追加する。 c)カラー機の正式なモノクロモードでの測定方法として採用するため、JIS X 6931とのインクジェット性能の対比方法の附属書を参考から規定へ変更する。		ISO/IEC 24711:2021	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: プリンタ・複合機の インクカートリッジ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、 カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2023年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X22123-1	情報技術—クラウドコンピューティング—第1部:用語	Information technology - Cloud computing - Part 1: Vocabulary	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、クラウドコンピューティングの分野で使用される用語及び定義について規定したものである。これらの用語及び定義を網羅的・統一的にまとめたISO/IEC 22123-1:2021 Information technology - Cloud computing - Part 1: Vocabularyが開発され、それを基に2022年にこの規格が制定された。</p> <p>ISO/IEC 22123-1:2021では、自身が引用参照している用語定義をもつISO/IEC 27000(情報セキュリティマネジメントシステムの用語規格)が改訂に入っており、ISO/IEC 22123-1が引用参照する用語定義が変更された場合、ISO/IEC 22123-1とISO/IEC 27000との間で齟齬が生じる恐れがあるとの指摘があり、ISO ITTF(情報技術タスクフォース)に相談した結果、ISO/IEC 27000に定義された用語はこの規格では定義しない方針となった。このことが、ISO/IEC 22123-1:2021が改訂される要因の一つになった。また、2021年版の開発時点では収集できなかった用語の追加、日本から指摘した不明瞭な定義の補完、2021年版で積み残しになっていた課題も整理され含まれることになり、ISO/IEC 22123-1:2023は充実が図られている。</p> <p>こうしたことから、既に国内でクラウドコンピューティングを利用している機関の不都合を避けるために、我が国においても、JISを改正して早急に対応国際規格との整合を図る必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>今回、国際規格として用語の棚卸しを行ったISO/IEC 22123-1の対応JISを提供し利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上を図るとともに、市場での不便や混乱を解消し、国際的に通用する市場形成に役立てることが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで混乱していたPartyとRoleとの差異を完全に分離し、Cloud Service Providerのactivityを明確化する。 JIS X 22123-1:2022で発見した幾つかの不具合や追記を要する事項を取り入れる(ISO/IEC 22123-1:2023に取り入れられた)。 JIS Q 27000で定義されているセキュリティ関連の用語を削除する。 マルチクラウド関連の用語を追加する。 	ISO/IEC FDIS 22123-1	IDT	<p>第2条の該当号: 5(用語)</p> <p>対象事項: クラウドコンピューティング</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月			1